

〔資料6〕 制度改善事業関係資料

商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正
について（概要）

平成26年4月
農林水産省 食料産業局 商品取引グループ
経済産業省 商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課
経済産業省 商務流通保安グループ 商取引監督課

1. 商品先物取引業者の許可申請や届出に係る書面等の改正

商品先物取引業者が提出する申請書等については、金融商品取引業者に対しても同様の書類の提出が要求されているが、その記載事項等については、若干の差異がみられるなど、商品先物取引法における取扱いが金融商品取引法における取扱いと異なる点について、金融商品取引業者のより円滑な商品先物取引業への参入を促すため改正を行う。

(1) 商品先物取引法施行規則

- ① 許可申請時の添付書類の一部簡略化（規則第80条第1項第3号）
許可申請書の添付書類である直前3事業年度の計算書類等を、直前事業年度の計算書類等に改正する。
- ② 支配関係法人に関する届出事項の一部削除（規則第80条第1項第17号による様式第5号、第85条による様式第8号）
商品先物取引業者の子会社等の支配関係法人の代表者氏名を届出事項から削除する。
- ③ 外務員に関する届出事項の一部削除（規則第95条第2号、第3号）
日本商品先物取引協会による外務員の登録事務に関する届出につき、外務員の住所を届出事項から削除する。
- ④ 純資産額規制比率の公衆縦覧を金融商品取引法による自己資本規制比率で代替（規則第100条の2）
商品先物取引業者と金融商品取引業者を兼業する者は、金融商品取引法上の自己資本規制比率の縦覧を行うことで、商品先物取引法上の純資産額規制比率の縦覧に代替できるようにする。

⑤ 契約締結前交付書面の記載事項の一部削除（規則第104条第1項第4号）
契約締結前交付書面の必要記載事項である「商品先物取引業者が、顧客に対し、契約締結前交付書面を交付する義務を負う旨」を削除する。

⑥ 取引成立の通知の記載事項の証拠金に係る部分の簡略化（規則第109条第1項第13号）
取引成立の通知において、商品取引契約に係る取引に係る取引証拠金その他の保証金に係る契約を個別の取引ごとに締結していない場合においては、取引証拠金等の額の計算方法を記載すれば足りることとする。

⑦ 法定帳簿の記載事項につき注文伝票以外は発注・約定の時間の記載を不要とする（規則第113条第1項第2号による別表第4、第126条の2第1項による別表第5）
注文伝票以外の法定帳簿において、約定時間の記載を不要とし、約定年月日の記載で足りることとする。

⑧ 事業報告書の記載事項の修正（規則第116条第1項による様式第11号）
「商品先物取引業者との関係」、「常勤又は非常勤の別（現職就任年月日）」、「保有する議決権の議決権の総数に対する割合（単位：%）」を削除する。

⑨ 純資産額が資本金の額を下回った場合の業務停止命令の対象からの除外（規則第82条、第124条第1項第2号）
商品先物取引業者の純資産額が資本金の額を下回った場合を、業務停止命令の対象となりうる事由から除外し、届出事項とする。

※公布日 平成26年5月中旬（予定）
施行日 公布の日の1か月後（予定）

2. バイナリーオプションに係る規制の導入

いわゆるバイナリーオプション等の個人向けの特定店頭商品オプション取引については、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれがあることから、適切な商品設計や業務を遂行する体制の整備を図るため、新たな規制を導入する。

(1) 商品先物取引法施行規則

①バイナリーオプションの商品性に関する規制（規則第103条第1項第26号関係）
バイナリーオプションにおいて、権利行使価格の事前提示を求めることとし、個人顧客が取得する対価の額が、適切な権利行使期間、権利行使価格等に基づき、公正な方法により算出されたものとなるよう規制する。

②バイナリーオプションの証拠金等に関する規制（規則第103条第5項及び第6項関係）
顧客がバイナリーオプションの売り手となる場合は、実際に支払うこととなる金額を業者に預託しなければならないよう規制する。

※規制内容については、金融商品取引法の金融商品取引業者等に関する内閣府令と同等。

（2）商品先物取引業者等の監督の基本的な指針

①バイナリーオプションの商品性については、過度の投機的取引を助長することのないよう、取引期間について過度に短い期間に設定しない。また、権利行使価格について、取引期間の開始時点の価格から著しく乖離した価格に設定しない。

②顧客管理については、商品デリバティブ取引についての投資可能資金額の範囲内の取引とする。

③顧客への情報提供については、委託者等が過度な期待や誤った認識を持つことがないよう、広報・宣伝の適正化や適切な広告審査体制の整備を行う。

※規制内容については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」と同等。

※公布日 平成26年5月中旬（予定）
施行日 公布の日の1か月後（予定）

3. 不招請勧誘規制に係る見直し

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、「勧誘等にお

ける禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」としていたことから、今般、法第214条第9号の不招請勧誘の禁止について、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない」範囲において、下記の対応を行う。

（1）商品先物取引法施行規則

商品先物取引法規則において、下記①又は②を不招請勧誘の禁止の適用除外とする。なお、施行令の改正は行わない。

①ハイリスク取引の経験者に対する勧誘（規則第102条の2第1号）
FX、市場デリバティブ、有価証券の信用取引等の経験者（自社以外との契約者を含む。）に対する勧誘。

②熟慮期間等を設定した契約の勧誘（規則第102条の2第2号）

i）顧客が「70歳未満」であることを確認することを条件とする（70歳以上の場合は契約できない。）。

ii）商品取引契約の内容として以下の事項を定める場合に限る。

・基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認した場合に限り、顧客から取引の指示を受けけること。

・i）及び上記の条件に反して取引を行った場合には事業者の計算によるものとみなすこと。

iii）ii）の契約内容に反して取引を行うことを禁止する（規則第103条第1項第27号）。

（2）商品先物取引業者等の監督の基本的な指針

規則第102条の2第2号の規定による勧誘に関して、法第215条の「適合性原則」の適用に当たり、以下の勧誘を例外的に「不適當」な勧誘として位置づける。

・年金等生活者への勧誘
給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計をたてている者（例えば、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者）に対する規則第102条の2の規定による勧誘（契約できない）

・習熟期間を経過しない者への勧誘

規則第102条の2第2号の規定による勧誘により契約した顧客に関して、直近の3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験がない顧客に対する、最初の取引を行う日から90日を経過する日までの間における、取引証拠金等の額が投資可能資金額の3分の1を超える取引の勧誘

(参考) 日本商品取引協会における自主規制ルール

加えて、事業者の自主規制において、以下の対応等を行う。(予定)

・理解度確認書面

ハイリスク、ハイリターン取引であること、一日で大きなリターンがある一方、一日で証拠金額以上の損失が発生する可能性がある取引であることの理解を確認する書面(チェックリスト)を統一的なフォーマットで作成する。

・アラート機能の義務化

損失が生じる前段階において、顧客に損失発生の可能性を注意喚起することを義務づける。

4. その他

(1) 商品先物取引法施行規則

①月次報告書の記載事項の修正(規則第117条第1項第1号による様式第12号)

「販売費及び一般管理費」を「営業費用」の一部であることが明らかとなるよう修正する。また、「3. 委託者等資産保全措置の状況」における「(2) 外国商品市場取引」及び「(3) 店頭商品デリバティブ取引」の特定信託について、保全額不足が時点のずれによるものか否かが区別できるように、解消後の保全信託額を括弧書きで記載するよう記載上の注意に追記する。

②表現の適正化等(第55条の10第1号、第90条の11第4号、第98条第1項第1号へ(1))

(2) 商品先物取引業者等の監督に関する指針

①適合性原則の確認を総合的な判断で行えることの明確化

規制改革実施計画において「適合性原則の確認」に関して、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えることを明確化

する」とされていることを踏まえ、その旨明確化する。

②管理業務を兼務できることの明確化

商品先物取引業者が金融商品取引業者を兼業している場合、適合性原則の審査において金融商品取引業者の管理業務を行う管理部門の職員は、商品先物取引業者の管理業務を兼務できることを明確化する。

③近年の検査事例を踏まえた改正

損失限定取引等の経験者への通常取引等の勧誘は不招請勧誘の禁止規定に抵触すること、及び社会通念上妥当と認められない委託手数料の割引等については、規則第103条第1項第5号の「特別の利益提供」に該当することなどについて追記する。

④「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を踏まえた改正

外部監査の活用や、システム障害発生時の主務省への報告基準について追記をする。

⑤その他

無許可で商品先物取引業を行っている者に対する警告書の発出等の措置などについて追記する。

※公布日 平成26年5月中旬 (予定)

施行日 公布日の1か月後 (予定)

以上

平成 26 年 4 月 30 日

農林水産省食料産業局商品取引グループ 御中
経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課 御中
経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課 御中

日本商品先物振興協会

適うものであると確信いたします。

商品先物取引に関する苦情相談の実態を正しく検証することなく、商先業者を悪質業者と決めつけ、国内商品先物取引と他の詐欺的投資とを同列視して本改正案に反対する意見が聞かれますが、商品先物取引法に基づき主務大臣の許可を受けた公設市場での商品先物取引を詐欺商法呼ばわりし、正しい現状認識をしないまま委託者保護の徹底が図られていないとの浅慮を省みず、偏見を保持したまま規制緩和に反対する姿勢に対し強く抗議するとともに、そうした誤った認識に惑わされることなく適切にご判断をいただき、本改正が実施されることを強く望みます。

「商品先物取引法施行規則」及び

「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案に対する意見

以上

該当箇所：規則第 102 条の 2

意見内容：

商品先物市場は、公正な価格形成が行われることで価格変動のリスクヘッジや現物の受渡しに利用されるなど、上場商品に関わる中小事業者や商社等に重要な経済的機能を提供することが求められています。また、需給要因などで株式と異なる値動きをすることから、個人投資家や機関投資家の資産運用の場としての役割も担っています。

しかし、わが国の商品先物市場は、近年、出来高の激減により流動性が大きく低下し、中小事業者や商社等の市場利用ニーズに応えられない状況が続いており、このまま日本の商品先物市場が衰退し、中国をはじめとする諸外国に価格決定の主導権を奪われることになれば、わが国経済に深刻な影響を及ぼすこととなります。

商品先物市場が産業インフラとしての機能や資産運用対象としての役割を果たすためには、大きく低下した市場流動性を回復させることが喫緊の課題です。そのためには、多様な市場参加を呼び込むことが必要であり、特に流動性のベースを創り出すうえでは、適合性を持った多くの個人投資家が健全な形で商品先物市場に参加することが不可欠です。

本改正により、適切な受託活動を通じて適合性を持った個人投資家を含む多様な市場参加者が数多く商品先物市場に参加することで市場の流動性が高まり、国際競争力を持った市場として、中小事業者を含む産業界のニーズに対しても適切にその役割を果たすようになることがわが国の経済に活力を与え、国益に

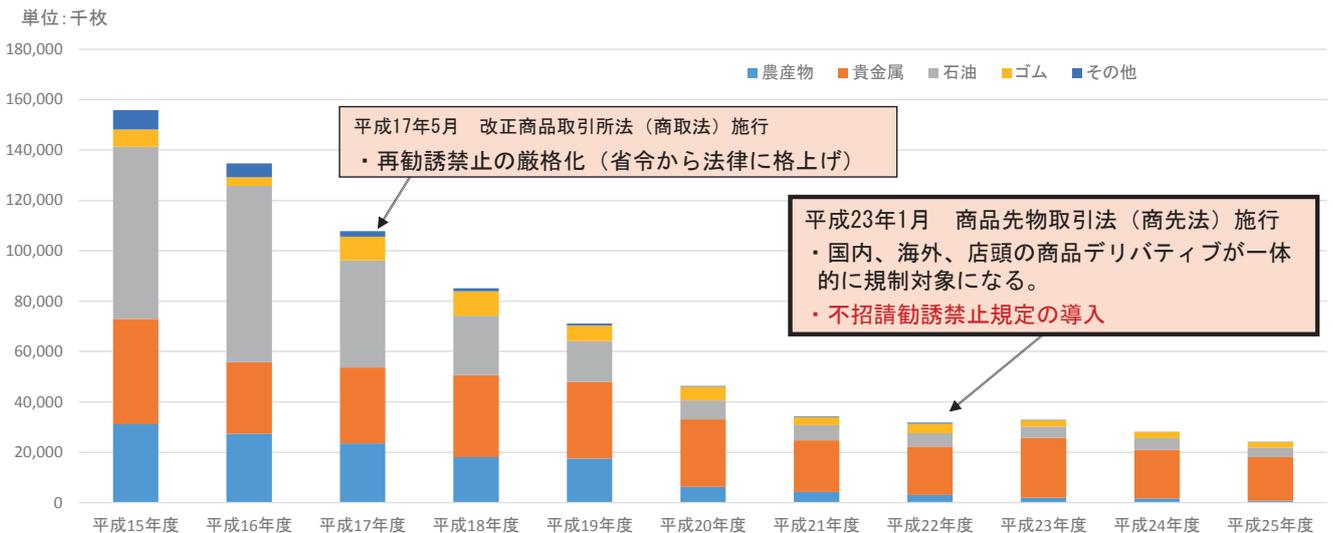
商品先物市場の現状

日本商品先物振興協会



平成15～25年度 出来高推移

商品市場の出来高は大きく減少。特に農産物は15年度比で約40分の1、石油は18分の1に激減。



農産物	31,153	27,378	23,563	18,017	17,474	6,271	4,211	3,047	1,946	1,682	785
貴金属	41,790	28,341	30,055	32,617	30,526	26,762	20,489	19,265	23,782	19,338	17,283
石油	68,334	69,967	42,568	23,615	16,158	7,559	6,101	5,305	4,541	4,668	3,704
ゴム	6,805	3,511	9,385	9,693	6,262	5,417	3,147	3,716	2,440	2,315	2,364
その他	7,708	5,482	2,174	1,125	650	303	311	452	200	110	53
合計	155,790	134,679	107,745	85,067	71,070	46,312	34,259	31,785	32,909	28,113	24,189

出所 平成14年度～平成18年度：(社)全国商品取引所連合会「商品取引所年報」

平成19年度～平成25年度：(株)日本商品清算機構「商品別出来高推移」

国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況

国内商品市場の出来高減少とともに、業界の規模も縮小している。

年 度	取引所 出来高 (千枚)	業者 数	外務員 数 (人)	口座数	預り証拠金額 (百万円)	手数料収入 (百万円)	主な出来事
平成15年度	155,790	97社	14,894	114,181	510,057	345,757	史上最高出来高を記録
平成16年度	134,679	96社	14,611	113,958	480,127	292,154	改正商取法成立
平成17年度	107,745	86社	12,055	103,858	397,138	223,839	16年改正商取法施行(H17年5月1日)、 再勧誘禁止適合性原則等の行為規制強化
平成18年度	85,067	79社	9,678	99,551	306,861	153,760	金融商品取引法成立(商品先物における不 招請勧誘禁止の導入検討の附帯決議)
平成19年度	71,070	70社	6,926	96,012	273,447	113,659	改正商取法施行(損失補てんの禁止等)
平成20年度	46,312	49社	4,801	87,233	168,055	62,128	
平成21年度	34,259	37社	3,511	82,571	168,567	48,420	改正商取法(商品先物取引法)成立 東工取新システム稼働
平成22年度	31,785	33社	2,784	78,315	151,683	44,236	商品先物取引法完全施行(原則不招請勧誘 禁止)
平成23年度	32,909	33社	2,405	76,840	135,312	46,222	金商法等改正案(総合取引所)国会提出
平成24年度	28,113	32社	2,314	79,569	138,136	43,174	改正金商法公布 商品取引所再編(東商取・大阪堂島取)
平成25年度	24,189	32社	2,308	78,005	122,089	34,370	規制改革実施計画閣議決定

業者数・外務員数・口座数・預り証拠金額は各年度期末
出所：日本商品先物取引協会、(株)日本商品清算機構

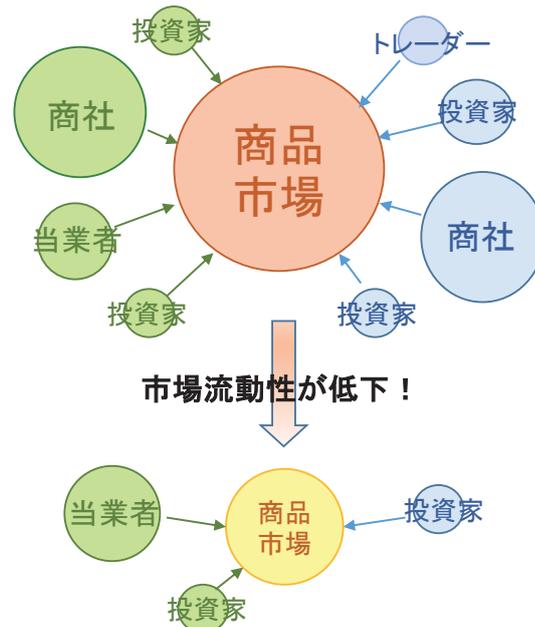
2

産業インフラとしての機能が著しく低下

商品市場の売買高が激減。

市場流動性が大きく低下

投資家にとっても事業者にとっても商品市場で取引したくても、相手方がいない(少ない)ため、円滑に取引が成立しない。適正な価格で取引できない。



幅広く多様な市場参加を得て流動性を回復させることが喫緊の課題。

3

勧誘規制の見直しの必要性

- ・ 不招請勧誘の禁止により適合性のある個人投資家への知識・情報の提供機会が損なわれたため、新たな取引参加が減少し、市場の流動性が大きく低下。
- ・ このため、個人投資家にとって資産の有効活用のチャンスが奪われている。また、商社をはじめ、ガソリンスタンドや穀物問屋等の中小事業者、機関投資家等の「プロ」にとっても、円滑に、必要量の取引がしにくくなり、産業インフラとしての機能の維持が困難になることが懸念される現状にある。



- **産業インフラとしての商品市場の機能**を維持するには、市場の流動性回復が喫緊の課題。
- 「プロ」の市場参加だけでも個人投資家だけでも、それぞれの利用目的から注文が売り買いのどちらか一方だけになりやすく、流動性は生まれにくい。株式市場同様、**個人の投資資金が流動性を生み出す潤滑油の役割**を果たす。
- 勧誘規制が適切に見直されることで、健全な形で**適合性を有する個人投資家**への情報提供が行われ、数多くの市場参加が得られることが流動性の回復にとって不可欠。
- 個人投資家にとっても、資産の有効活用の道が開ける。

4

委託者トラブルの未然防止への取組

委託者トラブルを防止するため、業界の主体的取組として日本商品先物取引協会*が下記の「コンプライアンス体制確立プログラム」を実施している。

* 商品先物取引法に基づく自主規制機関。略称「日商協」

1. コンプライアンス体制の確立

- 会員各社がコンプライアンス体制を自己点検
- 会員の自己点検、社内監査の結果を踏まえ日商協が指導
- コンプライアンスに関するセミナーの開催

2. 個人投資家と接する外務員の資質向上

- 外務員資格試験及び登録更新講習の適正かつ円滑な運営
- セミナーの開催

3. 会員に対する指導の徹底

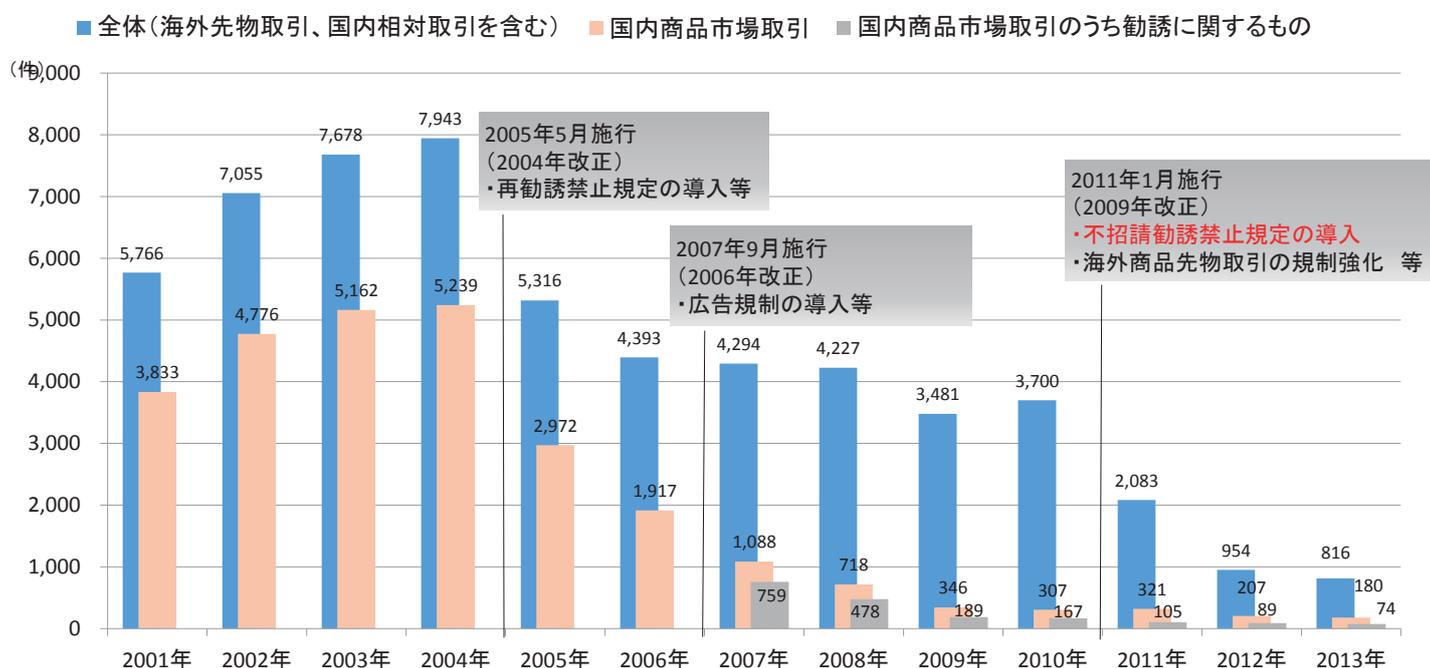
- 勧誘トラブルが起きたときは、新規勧誘を自粛させ、原因調査を徹底
- 会員に対する制裁、外務員に対する指導の厳正な実施

上記に加え、このたびの省令改正案に対応して、**新規顧客に対する理解度確認書面の統一化、商先業者にアラート機能(損失発生の注意喚起)の義務付け**を行う予定。

5

商品先物取引に係る苦情・相談件数の推移

- ◇ 商品先物取引に係る苦情・相談件数は、全体で約10分の1に減少。特に、国内商品市場取引について約30分の1(約96%減)に大幅減少。
- ◇ このうち約94%は、不招請勧誘規制の導入前(2010年まで)に減少。



6

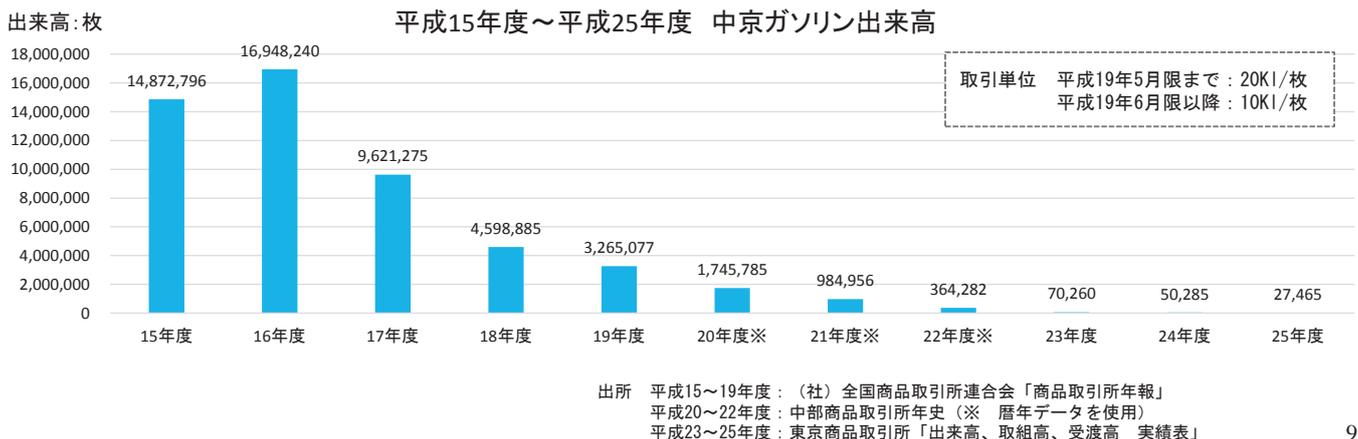
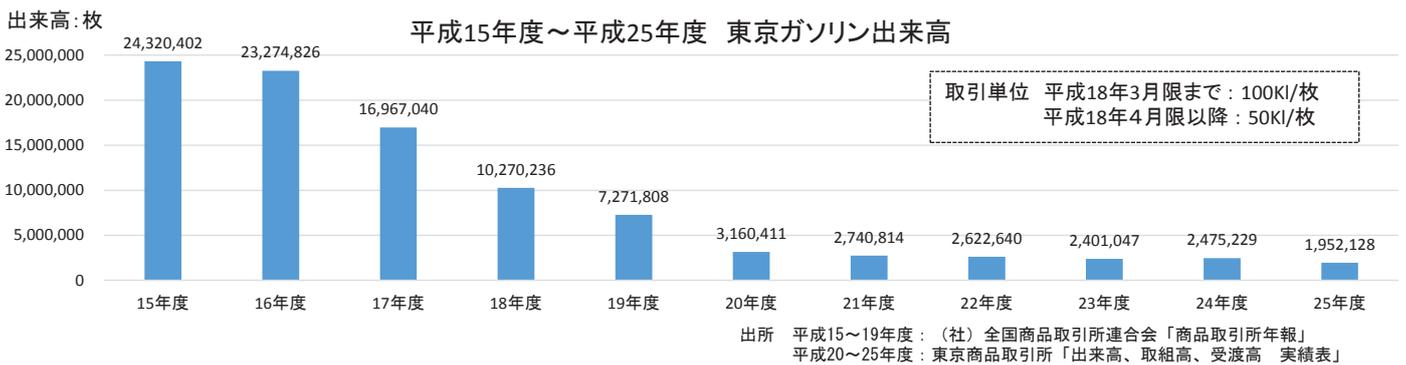
商品先物市場のあり方

- ・ 商品先物市場は工業品、農産物、エネルギーなどの生産・流通における重要な産業インフラ(それ故、経済産業省・農林水産省が所管)。
- ・ エネルギー、農産物、ゴムなど複雑な現物の受渡しにおいても重要な役割を有する。
- ・ LNG、電力先物市場の創設も国益に資するエネルギー政策。
⇒金融庁所管の総合取引所となった場合、エネルギー・農産物・ゴムなどの市場が産業インフラとして適正に機能するか懸念される。
- ・ 金商法上のクリアリングルール・清算資格要件が商先法の規定と異なるため、商品先物取引業者の多くは総合取引所への参加に慎重。
- ・ 海外(シンガポール・韓国等)では総合取引所化するも、商品先物取引の出来高は低迷。
- ・ 従って、金融市場とは一線を画した市場運営が求められる。

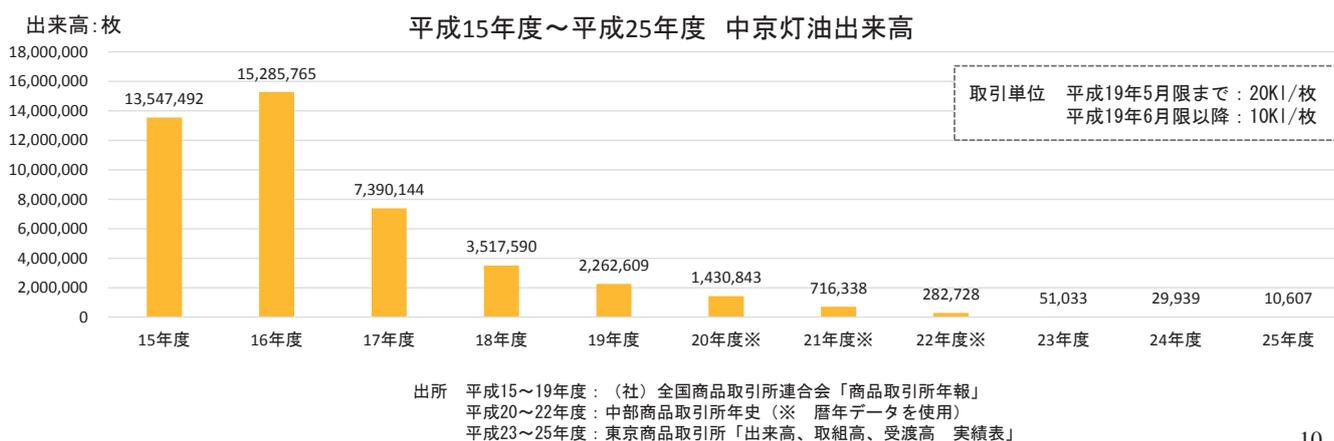
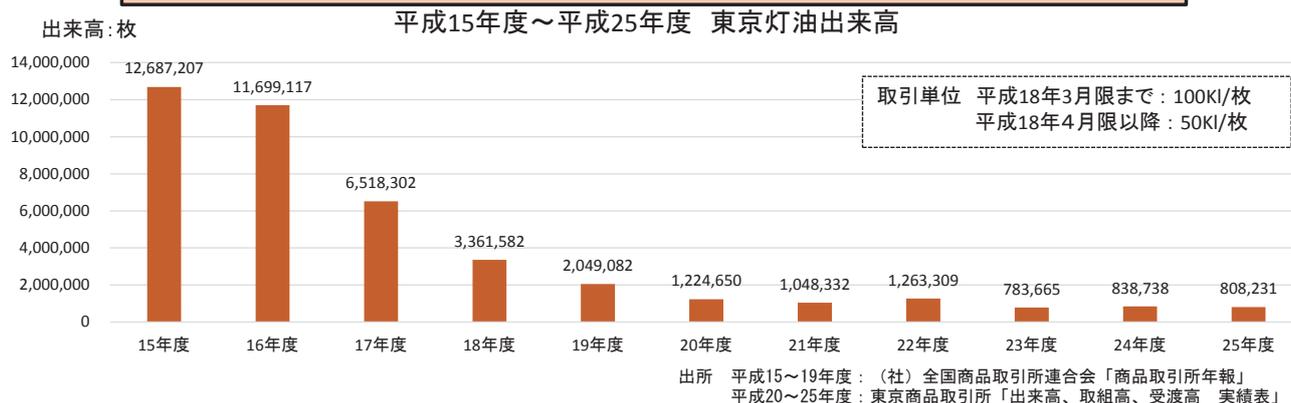
7

ご参考資料

ガソリンの出来高推移



灯油の出来高推移



10

石油市場の流動性低下に関する中小石油当業者の意見①

- 入札のヘッジ目的に先物市場で買い付けを行おうとしても、流動性、出来高が少なく必要な時に必要な量の値決めが出来ない。(愛知 I産業)
- 仕入れの重要な手段として利用しているが、納会直前にならないと出来高が増えず、予め計画を立てた仕入れの値決めができない。(岐阜 Y石油)
- 売買が少なく、値段がついていても、買いたいときに買いたい値段で買えない。(滋賀 K商事)
- 出来高が少ないので一定数量を買おうとすると、高いものを買わないといけなくなる。(大阪 S商事)
- 売買(出来高)が少なく注文を出しても成立しないので、買いたくてもなかなか買えない。(福岡 K商事)

11

石油市場の流動性低下に関する中小石油当業者の意見②

- 以前の出来高、流動性があれば、成行で買い注文を出しても納得出来る数量と価格であったが、現在のように取引が少ない状態だと、売りと買いがかい離して、売買に厚みがなく、こわくて注文を出せないため、仕入れとして使えずに困っている。(愛知 M石油)
- 買い・売りの指値が大きくかい離して、誰も参加していないのではないかと感じてしまい、自分も注文を出すことに消極的になり、現物の仕入れとして使えないことがある。(熊本 K石油)
- 売買が少なく、売り買いの気配値も大きく離れていることが多いし、上流商品である原油や現物の動きとのかい離が大きくなる場合があり、仕入れの商談をする際の指標性が薄れていて、交渉に困ることがある。(京都卸 H商事)

商品先物取引法施行規則の改正について

平成 27 年 2 月
農林水産省 商品取引グループ
経済産業省 商取引・消費経済政策課

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」として、今般、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 214 条第 9 号の不招請勧誘の禁止について、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない」範囲において、以下のとおり、商品先物取引法施行規則（平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号）を改正した。

- 1 不招請勧誘の禁止対象からの除外（第 102 条の 2）
下記①から③までの勧誘を不招請勧誘の禁止対象から除外する。
 - ① ハイリスク取引の経験者（自社との契約者）に対する勧誘（同条第 1 号）
現在勧誘が認められている商品先物取引（損失限定取引を除く。）、金融店頭デリバティブ取引及び金融市場デリバティブ取引の経験者に加え、有価証券の信用取引の経験者に対する勧誘を認める。
 - ② ハイリスク取引の経験者（他社との契約者）に対する勧誘（同条第 2 号）
商品先物取引（損失限定取引を除く。）、金融店頭デリバティブ取引、金融市場デリバティブ取引及び有価証券の信用取引の経験者（以下「他社契約者」という。）に対する勧誘であって、下記イからハまでの全てを条件とするものを認める。
 - イ 勧誘に先立ち、他社契約者でなければ契約できないことについて顧客に説明し、かつ、説明を受けたことを顧客が証する書面を説明の日から 10 年間保存すること。
 - ロ 契約を締結するまでの間に、顧客が他社契約者であることを自ら申告した書面により確認し、かつ、当該書面を確認の日から 10 年間保存すること。
 - ハ 商先業者が、上記イ若しくはロの規定に反し、又は上記ロの書面が虚偽であることを知りながら取引を行った場合には、当該取引は商先業者の計算においてしたものとみなすことを契約の内容とすること。
 - ③ 一定の要件を満たす未経験者に対する勧誘（同条第 3 号）
上記①及び②以外の顧客に対する勧誘であって、下記イからハまでの全て

を条件とするものを認める。

- イ 勧誘に先立ち、下記(1)から(3)までの全ての条件に該当する者でなければ契約できないことについて顧客に説明し、かつ、説明を受けたことを顧客が証する書面を説明の日から 10 年間保存すること。

- (1) 65 歳未満の者であること。
- (2) 主として年金等により生計を維持している者（年金等生活者）でないこと。

※ 年金等生活者の定義として、以下の内容を告示（新規制定）で規定し、主として年金等により生計を維持している者：以下の額の合計額が、それ以外の収入の年額を超える者

- ・ 年金（老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金等）の年額
- ・ 恩給の年額
- ・ 過去 5 年以内に受け取った退職金の額の 20 分の 1 の額（顧客が 60 歳以上である場合に限る。）
- ・ 過去 5 年以内に受け取った保険金の額の 20 分の 1 の額（顧客が 60 歳以上である場合に限る。）
- ・ 過去 5 年以内に遺産相続又は離婚による財産分与を受けた額の 20 分の 1 の額（顧客が 60 歳以上である場合に限る。）
- ・ その他これらに類するものの額

(3) 下記(i)又は(ii)のいずれかの条件に該当する者であること。

- (i) 年収 800 万円以上又は金融資産 2,000 万円以上であり、かつ、損失額が証拠金の額を上回るおそれのあること等について適切に理解している者であること。

(ii) 特定の資格（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、技能士（FP）、証券 1 種外務員・金先外務員、証券アナリスト）を有する者であること。

ロ 契約を締結するまでの間に、顧客が上記イの条件に該当することを、(1)については、身分証明書等、(2)については、年収・金融資産申告書、(3)については、年収・金融資産申告書及び理解度確認テスト、又は資格証明書等により確認し、かつ、当該書面を確認の日から 10 年間保存すること。

ハ 下記(1)から(3)までの全てを契約の内容とすること。

- (1) 商先業者は、契約締結から 14 日間を経過した場合でなければ、顧客に対して取引の勧誘を行うこと及び顧客から取引の指示を受けることができないこと。

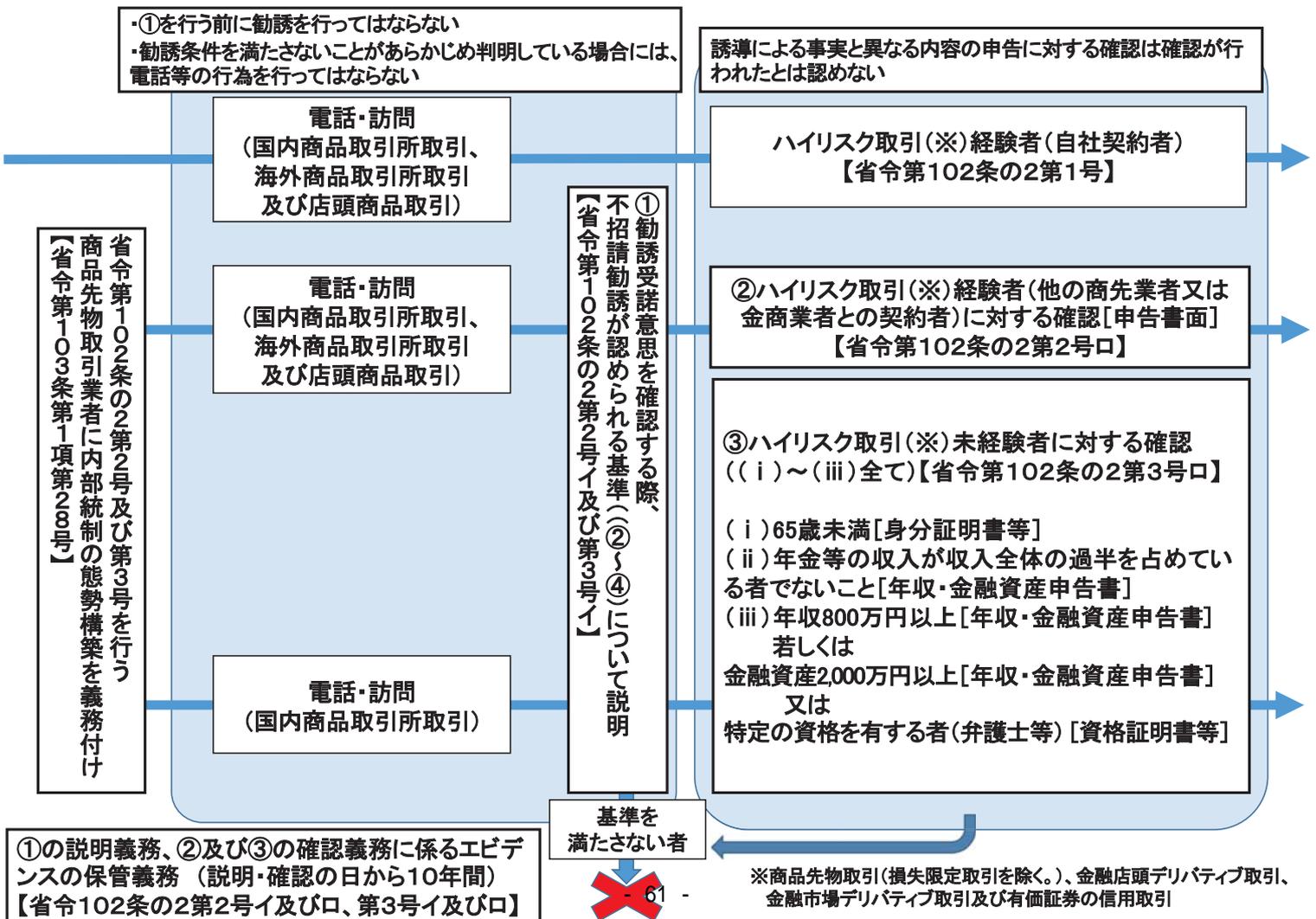
(2) 商先業者は、顧客の投資上限額（年収と保有金融資産額の合計の 3 分の 1 の額を上限とした額）を設定し、契約締結から 1 年以内にあっては、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領できず、かつ、取引証拠金等の額が投資上限額に達した場合には、決済を結了しなければならぬこと。

- (3) 下記(i)から(iii)までのいずれかの場合には、取引を商先業者の計算においてしたもののみならずこと。
- (i) 上記イからハまでの規定に反し、又は上記ロの書面が虚偽であることを知りながら、契約を締結し取引を行ったとき。
 - (ii) 上記ハ(1)の規定に反し、顧客から取引の指示を受けて取引を行ったとき。
 - (iii) 上記ハ(2)の規定に反し、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領し、又は決済を結了せずに取引を行ったとき。
- 2 不招請勧誘の禁止対象からの除外に応じた禁止行為の新設
- ① 上記1②又は③の勧誘により契約を締結した場合において、契約の内容及びされた事項(上記1②ハ又は③ハの事項)に反して取引を行うことを禁止する。(第103条第1項第27号)
- ② 内部統制の体制を構築せずに、上記1②又は③の勧誘を行うことを禁止する。(第103条第1項第28号、第126条の19第10号)

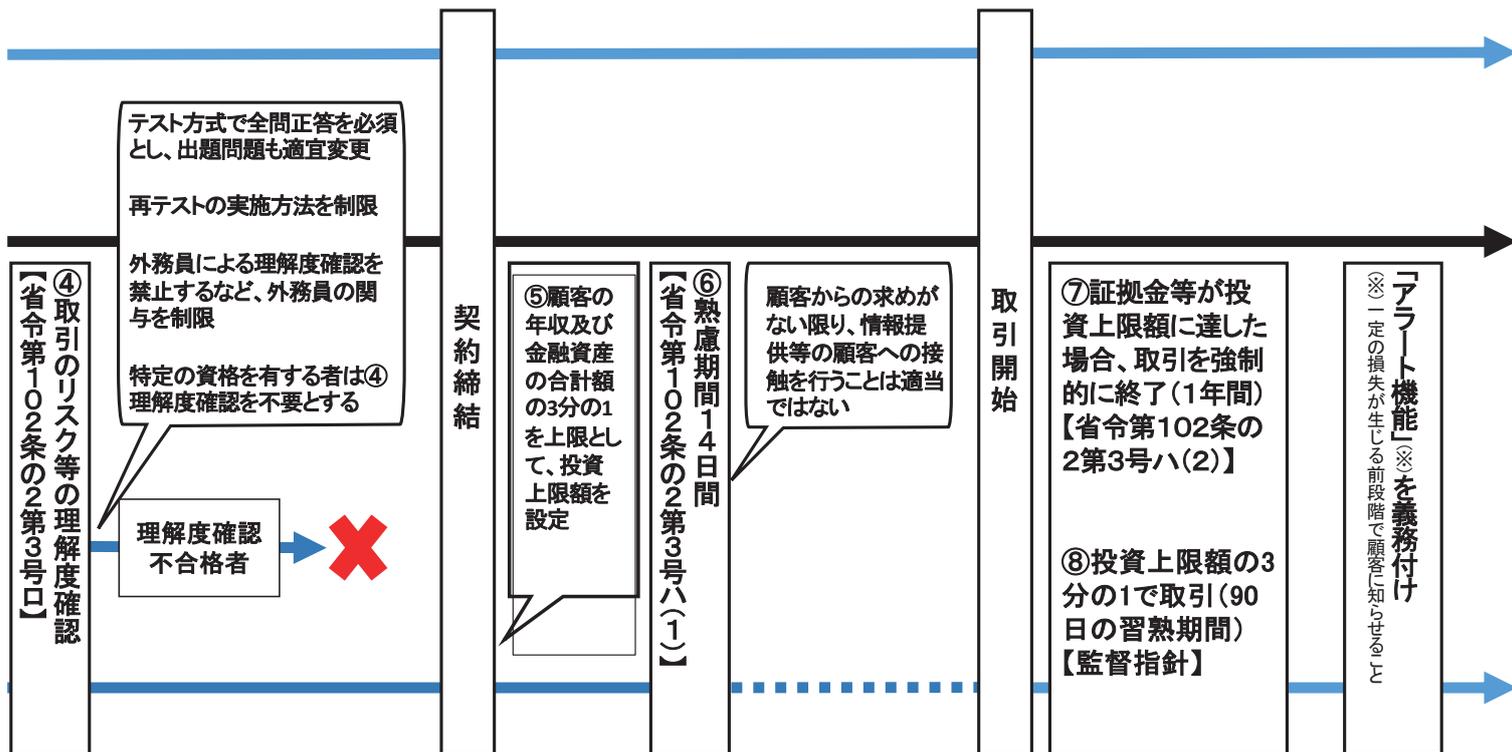
3 施行期日等
 公布：平成27年1月23日(金)
 施行： ” 6月 1日(月)

ただし、主務大臣は、施行後1年を目途に実施状況を確認し、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。また、勧誘の実態が著しく委託者保護に欠ける状況にあると認められるときには、施行後1年以内であっても速やかに所要の措置を講ずるものとする。(附則第2条)

以上

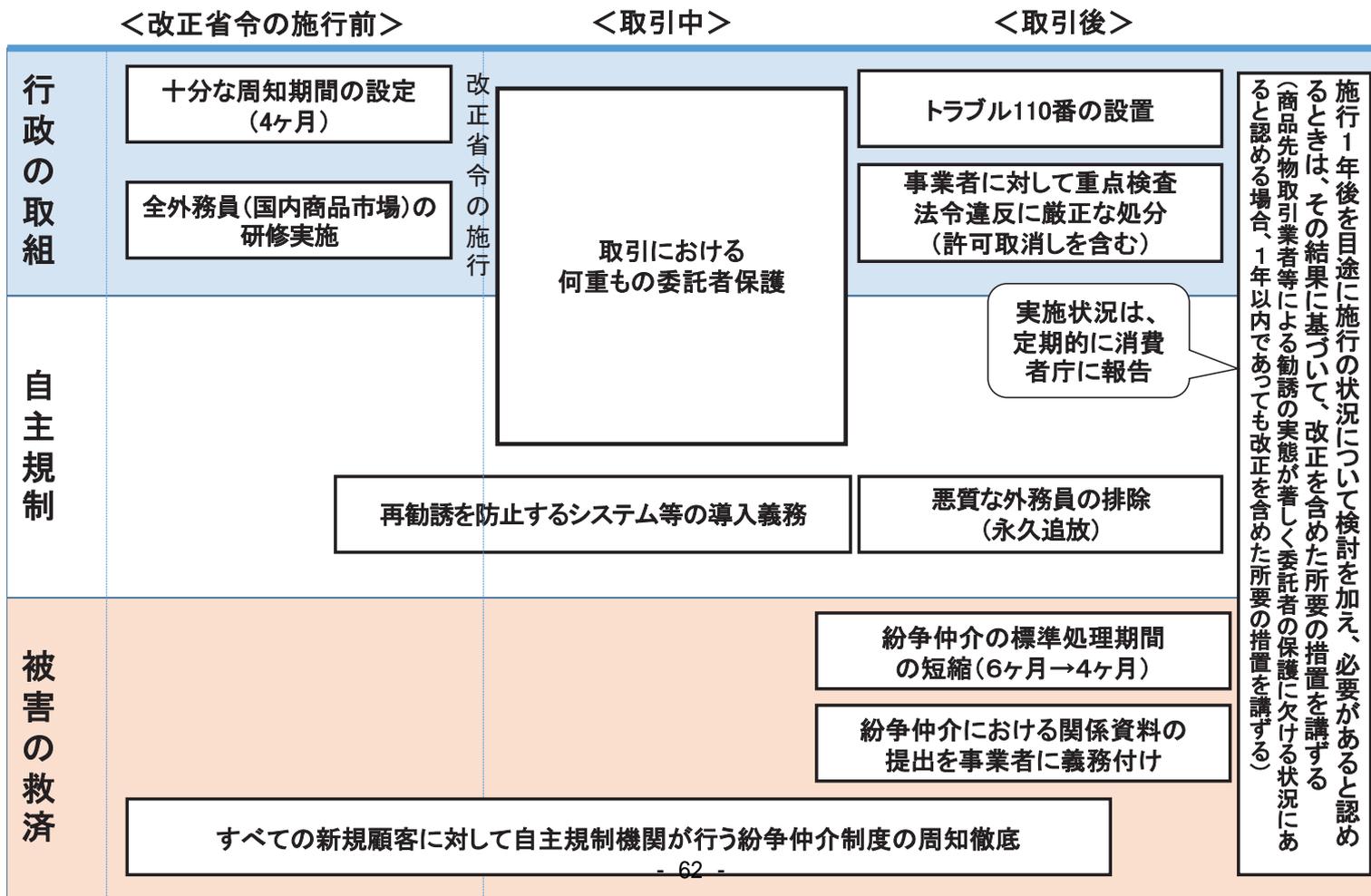


・①～⑦に反して取引を行った場合、②～④の確認に係るエビデンスの保管義務に違反した場合、顧客の申告内容が事実と異なることを知っていた場合又は⑧に違反した場合には、当該取引は事業者の計算によるものとみなす。【省令第102条の2第2号ハ及び第3号ハ(3)】



・④の確認に係るエビデンスの保管義務(確認の日から10年間)【省令第102条第3号ロ】

包括的な委託者保護策の全体像



○ 商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第二項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第一条の六第五号及び第百二条の二第一号ハを除き、以下同じ。）</p> <p>五 九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(不招請勧誘の禁止の例外)</p> <p>第百二条の二 法第二百四十四条第九号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 商品先物取引業者が、継続的取引関係にある顧客（既に当該商品先物取引業者と次に掲げるいずれかの契約を締結している者）</p>	<p>(店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第一条の六第五号を除き、以下同じ。）</p> <p>五 九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(不招請勧誘の禁止の例外)</p> <p>第百二条の二 法第二百四十四条第九号の主務省令で定める行為は、商品先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（既に当該商品先物取引業者と次の各号に掲げるいずれかの契約を締結している者（第三号に掲げる契約を締結している者にあつては、当該者が当該商品先</p>
<p>ハ又は二に掲げる契約を締結している者にあつては、当該契約を最初に締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（ハ又は二に掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。次号において同じ。）の締結を勧誘する行為</p> <p>イ 令第三十条に規定する商品取引契約</p> <p>ロ 金融商品取引法施行令第十六条の四第一項に規定する金融商品取引契約</p> <p>ハ 顧客のために金融商品取引法第二条第八項第二号に規定する有価証券の売買（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行うものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理を行うことを内容とする契約</p> <p>ニ 顧客のために金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ（同条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約</p>	<p>物取引業者との間で最初に同号に掲げる契約を締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の同号に規定する取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の同号に規定する取引の残高を有する場合に限る。）をいう。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（第三号に掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。）の締結を勧誘する行為とする。</p> <p>一 令第三十条に規定する商品取引契約</p> <p>二 金融商品取引法施行令第十六条の四第一項に規定する金融商品取引契約</p> <p>三 顧客のために金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ（同条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約</p>

- 二 商品先物取引業者が、他社契約者である顧客（既に商品先物取引業者又は金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等と前号イからニまでに掲げるいずれかの契約を締結している者（前号ハ又は二に掲げる契約を締結している者にあつては、当該契約を最初に締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合作に限る。）であつて、継続的取引関係にある顧客以外の顧客をいう。次号において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけた、令第三十条に規定する商品取引契約の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの
- イ 当該勧誘に先立つて、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、他社契約者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。
- ロ 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客が他社契約者であることを自ら申告した書面（以下この号において「申告書面」という。）により確認し、かつ、当該申告書面を当該確認の日から十年間保存すること。
- ハ 当該商品先物取引業者が、イ若しくはロの規定に反し、又は

申告書面の記載が事実と異なることを知りながら当該商品取引契約を締結して取引を行った場合には、当該商品先物取引業者が、当該取引を自己の計算においてしたものとみなす旨を当該商品取引契約の内容とすること。

- 三 商品先物取引業者が顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第二十二項第三号から第五号までに掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。以下この号において同じ。）の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの
- イ 当該勧誘に先立つて、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、当該顧客が次に掲げる全ての条件に該当する者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。
- (1) 六十五歳未満であること。
- (2) 主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者でないこと。
- (3) 次に掲げるいずれかの条件に該当すること。
- (1) 年収が八百万円以上又は金融資産（現金、預貯金及び第

九十条の十一第四号ロに規定する資産（同号ロ(4)に掲げるものを除く。）に限る。）の合計額（ロ(2)及びハ(2)において「保有金融資産額」という。）が二千万円以上であり、かつ、法第二百七十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について適切な理解をしていることが確認できる者であること。

(ii) 次に掲げるいずれかの者（ロ(3)において「資格保有者」という。）であること。

(i) 弁護士

(ii) 司法書士

(iii) 公認会計士

(iv) 税理士

(v) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項に規定する技能検定試験（同法第四十四条第一項に規定する検定職種がファイナンシャル・プランニングであるものに限る。）に合格した者

(vi) 金融商品取引法第六十四条に規定する外務員（同法第二十三条第三項に規定する認可金融商品取引業協会である日本証券業協会に登録された一種外務員及び特別会員一種外務員並びに一般社団法人金融先物取引業協会に登録された外務員に限る。）

(ト) 公益社団法人証券アナリスト協会が認定する証券アナリスト

ロ 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客がイ(1)から(3)までに掲げる条件に該当することを、次に定める書面により確認し、かつ、当該書面を当該確認の日から十年間保存すること。

(1) イ(1)に掲げる条件については、身分証明書その他の当該顧客の年齢又は生年月日を証する書面

(2) イ(2)に掲げる条件については、当該顧客が年収及び保有金融資産額の内訳を申告した書面（(3)において「年収・金融資産申告書」という。）

(3) イ(3)に掲げる条件については、年収・金融資産申告書及び書面若しくは電子情報処理組織（商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。第百十一条において同じ。）を使用して行われた試験により適切な理解をしていることが確認できる書面（電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を含む。）又は資格証明書その他の当該顧客が資格保有者であることを証する書面

ハ 次に掲げる全ての事項を当該商品取引契約の内容とすること

- 9
- (1) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から十四日以内に、当該商品先物取引業者が当該商品取引契約に係る取引につき、商品取引契約の締結の勧誘を行うこと及び第百一条各号に掲げる事項についての当該顧客の指示を受けなければならないこと。
- (2) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から取引の開始日までの間に、当該顧客の年収と保有金融資産額との合計額の三分の一の額を上限とした額（以下「投資上限額」という。）を設定しなければならないが、当該商品取引契約締結の日から一年以内にあつては、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領することはできず、かつ、取引証拠金等の額が投資上限額に達した場合には、決済を結了しなければならないこと。
- (3) 当該商品先物取引業者が次のいずれかに該当する場合には、当該商品先物取引業者が当該取引を自己の計算においてしたものみなすこと。
- (i) イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)の規定に反し、又はロ(1)から(3)までに掲げる書面の記載が事実と異なることを知りながら、当該商品取引契約を締結し取引を行ったとき。
- (ii) ハ(1)の規定に反し、当該顧客の指示を受け取引を行った

(iii) ハ(2)の規定に反し、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領し、又は決済を結了せずに取引を行ったとき。

(禁止行為)

第百三条 法第二百四十四条第十号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 二十六 (略)

二十七 前条第二号又は第三号の規定に掲げる行為により商品取引契約を締結した場合において、当該商品取引契約の内容とされた同条第二号ハ又は第三号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと。

二十八 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、前条第二号又は第三号に掲げる行為を行うこと。

二十九 (略)

(商品取引責任準備金の積立て)

第百十一条 (略)

一 (略)

(禁止行為)

第百三条 法第二百四十四条第十号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 二十六 (略)

(新設)

(新設)

二十九 (略)

(商品取引責任準備金の積立て)

第百十一条 (略)

一 (略)

イ 各事業年度における法第二条第三項第一号に規定する取引（自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。）の取引金額に事故率（当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故（次条第一項各号に規定する事故をいう。））による支払額（商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この条において同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）の合計額の、法第二条第三項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額（自己の計算による取引並びに商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。）に占める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額（既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額（法第二百二十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。）が千円に満たない場合には、当該いずれか大きい金額に、千円から当該

イ 各事業年度における法第二条第三項第一号に規定する取引（自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。）の取引金額に事故率（当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故（次条第一項各号に規定する事故をいう。））による支払額（商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この条において同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織（商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）の合計額の、法第二条第三項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額（自己の計算による取引並びに商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。）に占める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額（既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額（法第二百

商品取引責任準備金の金額及びロからチまでに掲げる金額を控除した金額を事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率で除して計算した金額（当該計算した金額が当該事業年度の取引金額を超える場合には、当該事業年度の当該取引金額。以下この号において同じ。）に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額を加算した金額）

ロ、チ（略）

二（略）

2（略）

（禁止行為）

第二百二十六条の十九 法第二百四十条の十六第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一、九（略）

十 当該商品先物取引仲介業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、第二百二条の二第二号又は第

第二百二十六条の十九 法第二百四十条の十六第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

ロ、チ（略）

二（略）

2（略）

（禁止行為）

第二百二十六条の十九 法第二百四十条の十六第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一、九（略）

（新設）

三号に該当する行為を行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

(検討)

第二条 主務大臣は、この省令の施行後一年を目途として、この省令の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、この省令の施行後、商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者による勧誘の実態が著しく委託者の保護に欠ける状況にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

○農林水産省
経済産業省 告示第一号

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省令第三号）<sup>農林水産省
経済産業省</sup> 第一百二条の二第三号イ(2)の規定に基づき、主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者を次のように定め、平成二十七年六月一日から施行する。

平成二十七年一月二十三日

農林水産大臣 西川 公也

経済産業大臣 宮沢 洋一

商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）<sup>農林水産省
経済産業省</sup> 第一百二条の二第三号イ(2)の主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者は、次に掲げる額の合計額が、それ以外の収入の年額を超える者とする。

一 年金（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金、厚生年金保険法（昭和三十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）による退職共済年金、障害共

済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金をいう。）の年額

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二条第一項に規定する恩給の年額

二 顧客が六十歳以上である場合にあつては、勧誘が行われた日以前五年間に受領した退職金の額の二十分の一の額

四 顧客が六十歳以上である場合にあつては、勧誘が行われた日以前五年間に受領した生命保険金額の二十分の一の額

五 顧客が六十歳以上である場合にあつては、勧誘が行われた日以前五年間に遺産相続又は離婚による財産分与を受けた額の二十分の一の額

六 その他前各号に掲げるものに類するものの額

改正省令の施行に向けて

平成 27 年 3 月 12 日
日本商品先物振興協会

そのため、当協会の会員各社は、今回の改正の趣旨に基づいた内部統制体制の強化及び外務員に対するコンプライアンス教育の強化を図ることによって、改正省令に定められた諸手続きを適確に実行していきます。当協会としても、引き続き自主規制機関である日本商品先物取引協会の活動を支援しつつ、当協会の会員が今回の改正趣旨を十分に認識して、一部で懸念されている苦情・紛争の増加につながらることが決まらずに、適正な商品先物取引業務を遂行すること、適格な個人投資家を含む多様・多層な市場参加者の参入を促し、商品先物市場がわが国産業界にとつてのみならずアジアの中心的マーケットとして発展していく担い手として、今後もその責務を果たしていくことを期するものであります。

以 上

平成 23 年 1 月から導入された不招請勧誘の禁止の規制によって、商品先物取引業者から個人投資家に直接接して商品先物取引に関する知識や情報を提供する機会が大幅に制約されることとなりました。この規制に対応して様々な取組を行ってまいりましたが、個人投資家の新たな取引参加が大きく減少し、それまでの受託業者の撤退等で縮小が続いてきた国内商品先物市場の流動性はさらに低下することになってまいりました。

この結果、商品によっては、多様・多層な市場参加者が取引することで実現される透明・公正な価格形成機能や当業者によるリスクヘッジ、現物の受渡し機能といった産業インフラとして重要な経済的機能の喪失、また資産運用手段としての市場の魅力の低下を招くこととなりました。一方、不招請勧誘の禁止の背景である苦情・紛争を減少させるため、厳しい環境下にあっても、自主規制の強化等産業界を挙げての取組によって、苦情・紛争は大幅に減少しました。

商品先物市場に求められている経済的機能や資産運用対象としての役割を果たし、今後予定される新規上場商品についても求められる機能を十分に発揮させるためには、引き続き多様・多層な市場参加者の積極的な参入を促していくことが不可欠です。そのためには、実需者のみならず、最近増加しつつある海外からの市場参加者に加えて、市場への流動性の供給者として、健全な資力と先物取引への理解力を兼ね備えた、より多くの個人投資家の参入が必要となります。

平成 26 年 6 月 23 日

金融庁 御中

日本商品先物振興協会

金融商品取引法施行令・金商業等内閣府令改正案に対する意見

以上

【意見】

該当箇所：金商業等内閣府令第 117 条第 1 項第 8 号の 2

意見内容：

契約の勧誘に先立って顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認しなければなら
ないとされているものうち、商品関連市場デリバティブ取引についてののみ、
自社で取引口座を開設している顧客以外の個人に対し、訪問し又は電話をかけ
てその意思の有無を確認することを禁止行為として定めているが、以下のおと
り規制の合理性が全くなく、法施行令で不招請勧誘禁止規制の対象としていな
い商品関連市場デリバティブ取引に実質的に店頭デリバティブ取引と同様の勧
誘規制を課すものであり、当該改正案は廃案とすべきである。

商品関連市場デリバティブ取引（商品先物取引）に係る不招請勧誘禁止の規
制緩和に対しては、商品先物取引に係る苦情相談について取引所取引とその他
の取引とを区分することなく、単にその総体的件数だけを見て規制緩和に反対
する意見が聞かれますが、実態を正しくご認識いただき、金融商品間で整合性
を持った規制としていただくことを強く望みます。

1. 契約の勧誘に先立って顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認しなければな
らないものとして、法施行令第 16 条の 4 第 2 項第 1 号では既に市場 F X 取引
が規定されているが、商品関連市場デリバティブ取引は、市場において透明
性、公正性の高い価格形成が行われるものであること、取引証拠金が清算機
関に保管されるものであることなど、市場 F X 取引と同様の商品性を有する
取引であるにもかかわらず、本改正案において、商品関連市場デリバティブ
取引についてのみ勧誘受諾意思を確認できる対象顧客及び方法を制限するこ
とは合理性のない過剰規制である。

2. 金商業等内閣府令第 117 条は、法第 38 条第 7 号の委任を受け「委託者の保

護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜さ
せるもの」を禁止行為として規定しているところ、本改正案において、自社
で取引口座を有する個人顧客とそれ以外の個人顧客とで規制に差異を設け、
前者を適用除外とすることには合理的理由がない。



Commodity Futures Price Charts

GOLD

東京／ニューヨーク【金先物価格チャート】

(ドル)
2,200

2,000

1,800

1,600
7,000

1,400
6,500

1,200
6,000

1,000
5,500

800
5,000

600
4,500

400
4,000

200
3,500

3,000

2,500

2,000

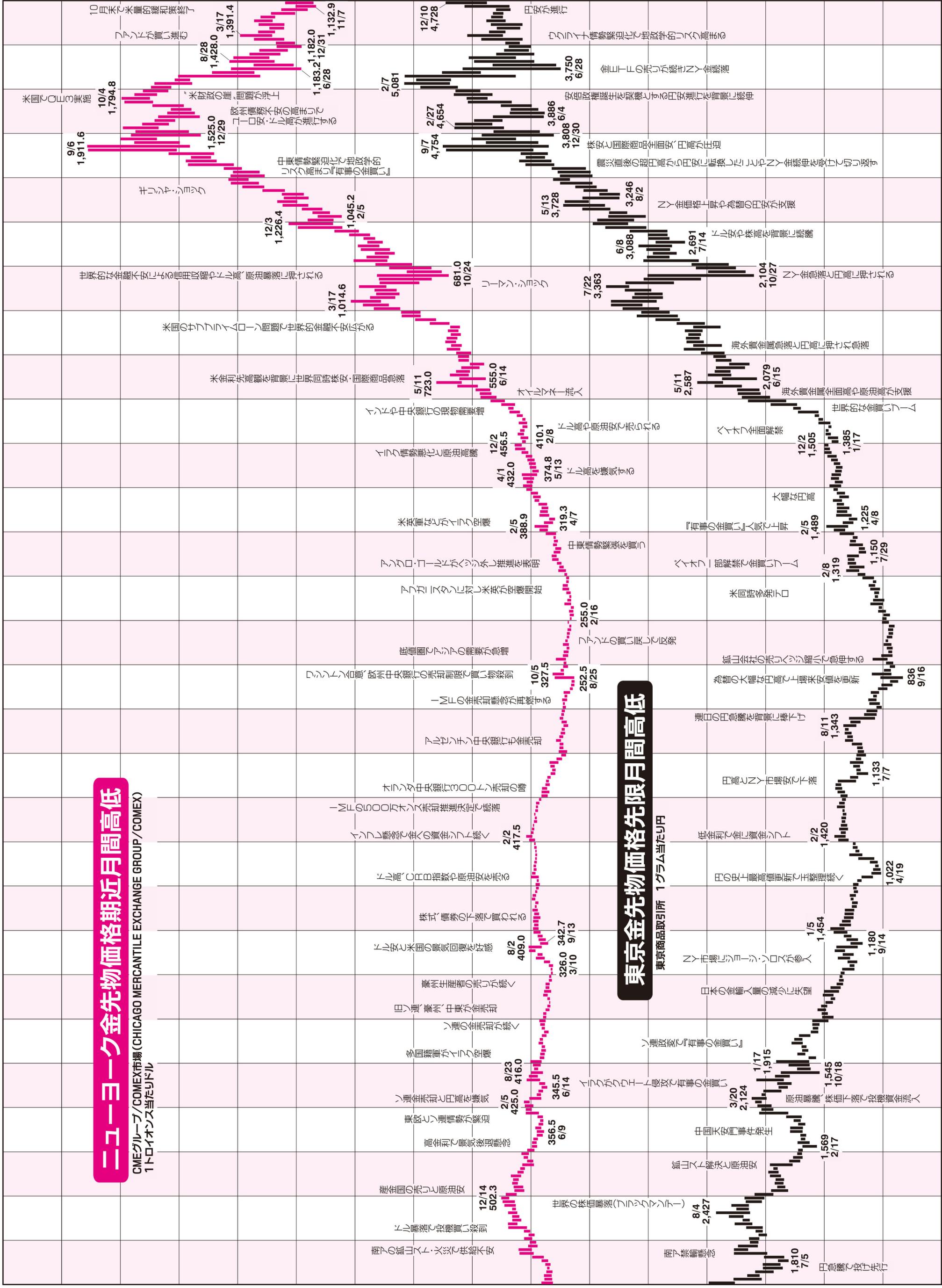
1,500

1,000

500
(円)

ニューヨーク金先物価格近月間高低

CMEグループ/COMEX市場(CHICAGO MERCANTILE EXCHANGE GROUP/COMEX)
1トロイオンス当たりドル



1986年 1987年 1988年 1989年 1990年 1991年 1992年 1993年 1994年 1995年 1996年 1997年 1998年 1999年 2000年 2001年 2002年 2003年 2004年 2005年 2006年 2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年

GOLD

金先物取引

つの

Q&A

Q1 金の魅力って何でしょう

A1 世界共通の希少な資産です。

金は、洋の東西を問わず、悠久の時を超え、人類が価値を認めてきた数少ない物質のひとつです。発行した企業や国の破たんにより価値が消滅するペーパー資産とは異なり、金はその価値を失うことはありません。まばゆい輝き、そして内在する普遍的な価値こそが金の最大の魅力です。

Q2 金はなぜ信頼が厚いのですか

A2 インフレの高進時に真価を発揮します。

通貨の購買力が急落した時、金価格の上昇で資産の目減りを防ぐことが可能です。インフレの高進時に資産のセーフガードとして真価を発揮する金は、世界的に通貨の代替役として絶大な信頼を得てきました。

Q3 金先物取引のメリットを教えてください

A3 少ない資金で大きな取引が可能です。

金地金1kgを買う場合、金価格が1g当たり4,500円なら、ざっと450万円の総代金が必要になります。しかし、金先物取引なら、同じ1kg(1枚)を取引するのに必要な資金は金地金購入に必要な総代金の3～5%の取引証拠金で済みます。金先物取引は少ない資金で大きな取引ができるメリットがあります。

Q4 金先物取引は『売り』からでも取引を始められますか

A4 『売り』からでも『買い』からでも取引を始められます。

将来、金価格が値上がりすると思えば『買い』から取引を始めると期限内に『転売』します。逆に、将来、金価格が値下がりすると思えば『売り』から取引を始めると期限内に『買い戻す』のが金先物取引の特徴です。この仕組みを“差金決済”といいます。また、金先物取引では、最終期限に金地金(倉荷証券)の受け渡しにより取引を終了することもできます。

Q5 金先物取引で注意すべきことは何ですか

A5 投資元本以上の損が発生する場合があります。

金価格が予想とは逆に動いた場合には、投資元本以上の損失が発生する可能性があります。しかし、あらかじめ損失の限度を決め、それに応じた売買注文を出しておくことで、損失の拡大を回避することも可能です。

Q6 もし、価格が予想とは逆に動いたらどうすればよいのですか

A6 早めの判断と冷静さが大切です。

相場が予想とは逆に動いて損失が発生した場合には、いま以上に損が拡大しないよう、いったん取引を終了して次のチャンスを狙うのか、それとも当初のプランに則って取引を継続するのかを冷静に判断しましょう。金先物取引で最も大切なことは、資金に余裕をもって取引をすることです。

Q7 大きなリスクは取りたくありません

A7 初めの方にはミニ取引をお勧めします。

金先物取引には1kg単位の『金標準取引』と、100g単位の『金ミニ取引』があります。金価格が1円動いた時の損益は、金標準取引なら1,000円、金ミニ取引なら100円です。まずはミニ取引で感覚をつかんではいかがでしょう。

Q8 取引証拠金は現金でなければダメですか

A8 現金のほかは国債、株券など有価証券を活用できます。

取引証拠金として活用できる有価証券の種類は多いのですが、例えば、中期国債や政府短期証券、地方債は額面の85%、株式は一部上場銘柄で時価の70%の評価額で取引証拠金に充てることができます。毎月、(株)日本商品清算機構が『充有価証券価格表』で、その評価額を定期的に公表しています。

Q9 金先物取引はどこで売買するのですか

A9 注文は商品先物会社に、取引は東京商品取引所で成立

株式の売買注文は証券会社を通じて証券取引所で取引が成立するように、金先物取引の売買注文は、商品先物会社を通じて東京商品取引所で成立します。

金価格を動かす主な要因

金価格を動かす主な要因を6つ挙げました。世界が注目している金価格の指標のひとつがニューヨークの金先物市場の価格です。ニューヨーク金先物価格はさまざまな要因で変動しており、その動きは東京商品取引所の金価格にも反映されています。

Factor 1 金融情勢

財政悪化などで株式や債券など金融商品の信用が低下すると、投資資金は金へシフトし、金価格が上昇する可能性があります。逆に景気が好転し株価が上昇すると、投資資金は金市場から離脱して株式市場へ流れるため、金価格にとって圧迫材料となります。

Factor 2 為替動向

欧米経済の減速や信用不安で米ドル、ユーロなどの国際決済通貨が下落して通貨不安が増大すると、金市場への投資資金のシフトが加速し、金価格が上昇する傾向が強まります。逆に、欧米経済が安定すると通貨不安が後退し、金市場から投資資金が離脱すると、金価格が下落するケースがあります。なお、東京商品取引所の金は、理論的には円安になると輸入コストが上昇するために買われ、逆に、円高になると輸入コストが下がるために売られます。



Factor 3 中央銀行の金売買

通貨不安などで米ドルやユーロ建て資産への信頼が低下すると、各国の中央銀行は、資産の評価を調整するために金を購入して、外貨準備高に占める金の比率を高める動きに出ます。その場合、金価格は上昇する確率が高くなります。逆に、通貨不安や金融不安が後退し、中央銀行の金購入が減少したり、金を売却する動きへ転じる可能性が高まると、金価格にとって圧迫要因となります。

値上がり要因例

- 金融危機
- 通貨不安
- 公的機関の金購入
- 金ETF残高増加
- インフレ高進

- 金融安定
- 通貨安定
- 公的機関の金売却
- 金ETF残高減少
- インフレ後退

値下がり要因例



Factor 6 地政学的リスク

地球上のある特定の地域における政治的・軍事的な緊張の高まりが生じさせる経済的不安定要素を『地政学的リスク』といいます。例えば、国際情勢のリスク分析を専門とするある調査会社は、反EU（欧州連合）勢力の台頭と過激派組織『イスラム国』など外的な不安定要因の高まりにより、『欧州の政治』が2015年国際情勢の最大のリスク要因になると指摘しています。シリア、イラクの広範な地域で戦闘を続け、欧米や中東諸国全体を敵に回す『イスラム国』の存在自体も、また、ウクライナ問題に端を発し経済制裁を受けているロシアの動静もリスク要因です。こうした地政学的リスクの高まりは金への信頼を高め、金価格を押し上げる要因となりますが、緊張の緩和は逆に金価格の低下要因として作用します。



Factor 4 金ETF

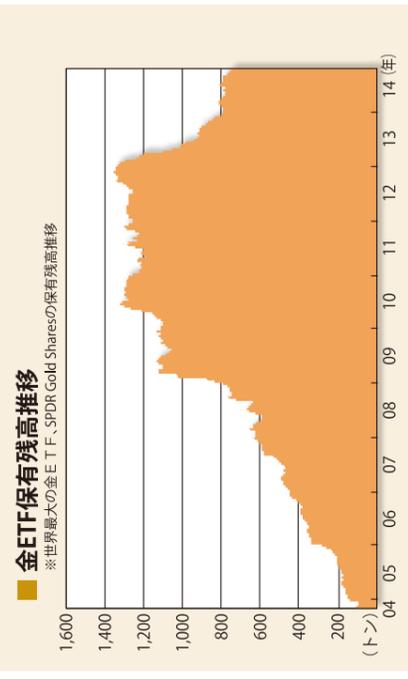
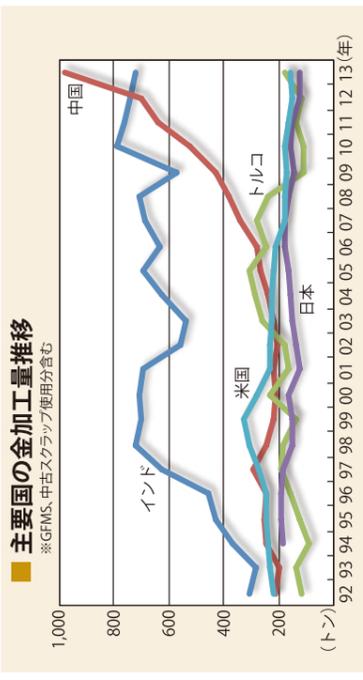
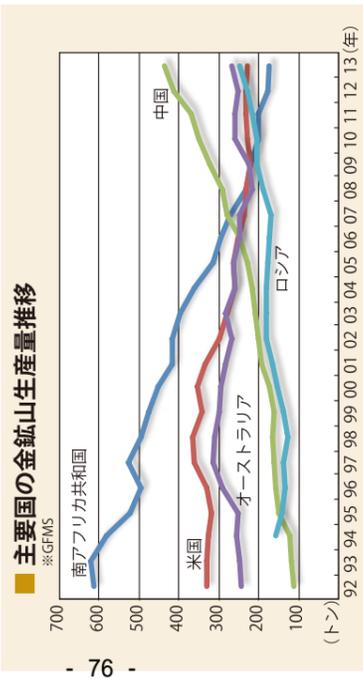
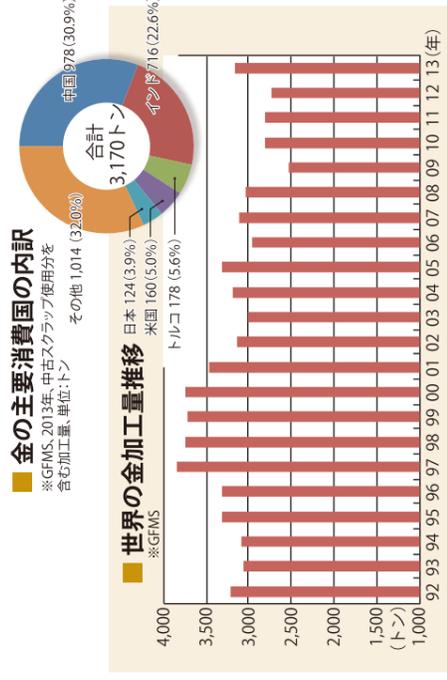
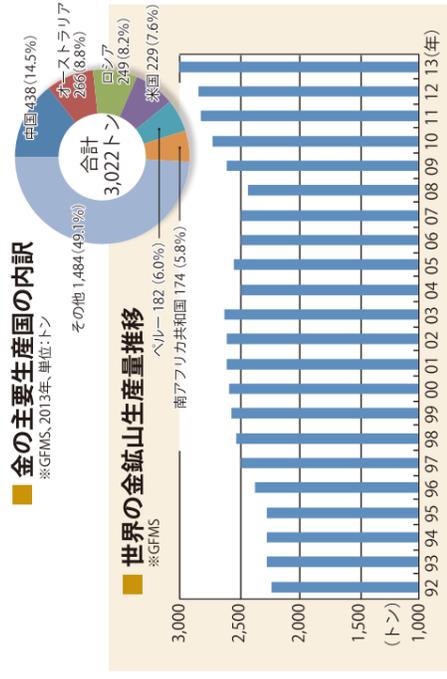
金ETF（上場投資信託）は株式と同じ有価証券で、多数の投資家が出資した資金をプロが運用して得た収益金を投資家に還元するタイプの金融商品です。金ETFの最大の特徴は、投資の裏付けとして、投資資金に応じた金地金を購入して保管することです。つまり、金ETFの購入残高が増えればそれだけ金地金を買われ、結果として金価格は上昇することになります。近年、世界的な金融不安を背景に金ETFに投資資金が流入し、金保有残高が過去最高を記録したことは記憶に新しいところです。逆に、金ETFの購入残高が減少すれば保有残高は減り、金価格を押し下げる力として働きます。

Factor 5 インフレ

世界景気の好転によって主要国で物価が上昇し、インフレ率が高まると、インフレヘッジとしての金買いが増加して、金価格が上昇するケースが想定できます。逆に、物価抑制が効いてデフレ状態が続くと金の買い人気は後退し、金価格が下落するケースが出てきます。

金の需給要因

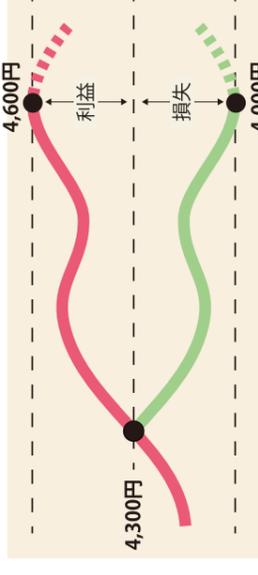
ファンダメンタルズのポイント



金先物取引の計算例

＜金『買い』の例＞

世界的な金融不安の高まりで金価格の上昇を予想したため、東京金（標準）先限を1g当たり4,300円で5枚買い、その後、4,600円まで上昇したので転売して決済しました（赤線）。



(売値) (買値) (取引単位) (取引数量) (差益金)
(4,600円－4,300円) × 1,000g × 5枚 = 1,500,000円

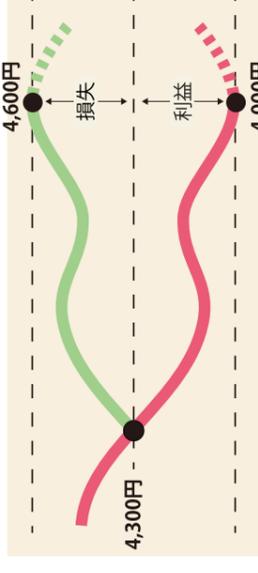
逆に価格が4,000円まで下落して決済すると（緑線）

(売値) (買値) (取引単位) (取引数量) (差損金)
(4,000円－4,300円) × 1,000g × 5枚 = ▲1,500,000円

※上記計算例には手数料及び消費税は含まれていません。

＜金『売り』の例＞

欧米の景気が好転して金利が上昇したことから金価格の下落を予想したため、東京金（標準）先限を1g当たり4,300円で5枚売り、その後、4,000円まで下落したので買い戻して決済しました（赤線）。



(売値) (買値) (取引単位) (取引数量) (差益金)
(4,300円－4,000円) × 1,000g × 5枚 = 1,500,000円

逆に価格が4,600円まで上昇して決済すると（緑線）

(売値) (買値) (取引単位) (取引数量) (差損金)
(4,300円－4,600円) × 1,000g × 5枚 = ▲1,500,000円

※上記計算例には手数料及び消費税は含まれていません。

■ 金の輸入採算早見表

為替	80円	90円	100円	110円	120円	130円	140円	1円当たり
900ドル	2,317	2,607	2,897	3,186	3,476	3,766	4,055	29.0
1,000ドル	2,575	2,896	3,218	3,540	3,862	4,184	4,506	32.2
1,100ドル	2,832	3,186	3,540	3,894	4,248	4,602	4,956	35.4
1,200ドル	3,089	3,475	3,861	4,247	4,634	5,020	5,406	38.6
1,300ドル	3,346	3,765	4,183	4,601	5,019	5,438	5,856	41.8
1,400ドル	3,603	4,054	4,504	4,955	5,405	5,856	6,306	45.0
1,500ドル	3,861	4,343	4,826	5,308	5,791	6,274	6,756	48.3
1,600ドル	4,118	4,633	5,147	5,662	6,177	6,692	7,206	51.5
1ドル当たり	2.6	2.9	3.2	3.5	3.9	4.2	4.5	

(単位: 円/g)

※換算式: (NY相場+輸入諸掛り1ドル) ÷ グラム換算31.1035 × 円相場

※輸入採算価格は、換算式から求められるおおよその目安です。

■ 東京金（標準）の差損益早見表

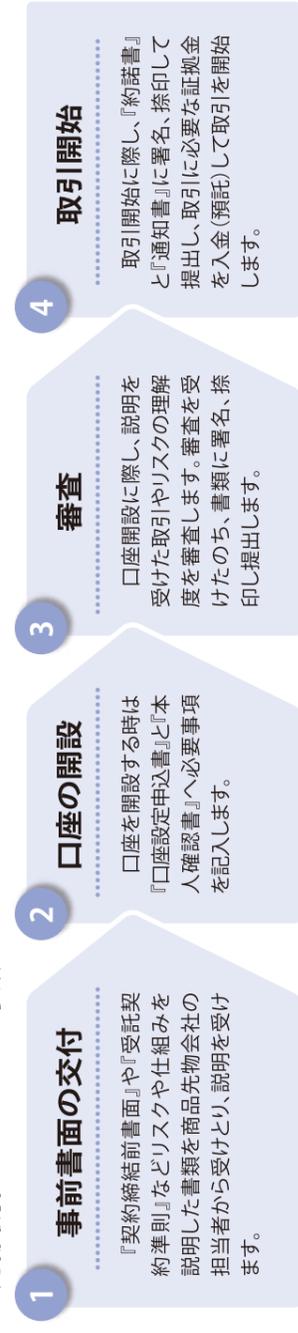
価値	10円	50円	100円	200円	300円	500円
枚数	1枚	10,000	50,000	100,000	200,000	500,000
1枚	10,000	50,000	100,000	200,000	300,000	500,000
5枚	50,000	250,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,500,000
10枚	100,000	500,000	1,000,000	2,000,000	3,000,000	5,000,000
20枚	200,000	1,000,000	2,000,000	4,000,000	6,000,000	10,000,000
30枚	300,000	1,500,000	3,000,000	6,000,000	9,000,000	15,000,000

(単位: 円)

※差損益＝価値×倍率(1,000倍)×枚数

※手数料などは含まれていません。

■ 先物取引スタートまでの手順



■ 投資家の資産保全の仕組み

投資家の資産のうち先物取引の担保である取引証拠金は、その全額を日本商品清算機構(JCCH)に預託することが、また証拠金として使用されていない部分は信託銀行や日本商品委託者保護基金への預託が義務化されています。万が一、商品先物会社が倒産した場合には、日本商品委託者保護基金が投資家1人当たり1千万円を上限として資産を返還してくれる『ペイオフ制度』があります。

Presented by
東京商品取引所
大阪堂島商品取引所
日本商品先物振興協会

金も、フラチナも、原油も、ガソリンも、
大豆も、トウモロコシも、コムも、ゴムも、

とにかくコモデイトイが おもしろい!

受講料
無料

先着
100名様

コモデイトイの各分野に精通したプロフェッショナルが
気になる商品市況の“いま”を語る。

第11回 C X 市況講演会

日時 6月16日(月)17:30 開演 (17:00 開場)

会場 東京商品取引所 (東京都中央区日本橋堀留町1-10-7)

お申込 お取引先の商品先物会社 外務員

または日本商品先物振興協会 広報部
(☎ 03-3664-5731)

講師と演題

第一部 <トウモロコシ・大豆>

17:30 トウモロコシ・大豆相場を動かす世界情勢と気象

講師: 柴田 明夫 (株) 資源・食糧問題研究所 代表

2014年の米国の作付面積は大豆が急増、トウモロコシが減少している。昨年のトウモロコシ相場急落が主因だが、作付面積が減少したため天候が相場に及ぼすインパクトは大きい。主産地の天候はもちろんだが、今夏から秋にかけて発生が取りざたされるエルニーニョ現象、そして世界的な異常気象からも目が離せない。

加えて減産が懸念される中国経済、先行きが不透明な穀物生産国ウクライナの情勢、さらに天候リスクプレミアムを求めて市場参入をうかがうフリアントマネーの行方なども注視しなければならぬ。

第二部 <ゴム>

18:40 底打ちの条件、そして新たな展開へ

講師: 古川 昭治 (株) 商品データ 代表取締役

ゴム相場はいったい底を打つのか、その条件は①海外へ、逆輸出可能な価格水準まで下げる、②当限と先限のサヤが大きく拡大し、大順イヤを形成してサヤ取り筋の現受け砂味が出ること、③十分な日積を付けて底固めをすること――の3つがそろわなければならない。今回は大底打ちの条件とコム市場を取り巻く環境を分析する。

△ 東京商品取引所
○ 東京メトロ日比谷線、小伝馬町駅
13番出口より徒歩5分
○ 東京メトロ日比谷線、新豊洲駅
人形町駅 A5出口より徒歩7分

Presented by
東京商品取引所
大阪堂島商品取引所
日本商品先物振興協会

金も、フラチナも、原油も、ガソリンも、
大豆も、トウモロコシも、コムも、ゴムも、

何はともあれコモデイトイは めっちゃおもしろいぞっせ!

受講料
無料

先着
100名様

コモデイトイの各分野に精通したプロフェッショナルが
気になる商品市況の“いま”を語る。

第12回 C X 市況講演会

日時 7月11日(金)17:30~19:40 (17:00 開場)

会場 大阪堂島商品取引所 (大阪市西区阿波座1-10-14)

お申込 お取引先の商品先物会社 外務員 または

日本商品先物振興協会 広報部 (03-3664-5731)

講師と演題

『世界のデリバティブ取引は
堂島のコム先物からはじまった』

第一部
商品先物の魅力

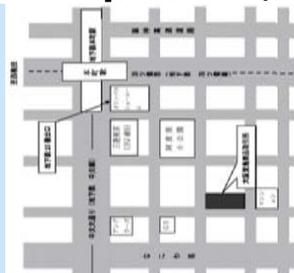
17:30

18:30

講師: 島 実蔵 (作家)
江戸時代、世界で最初の近代的デリバティブ (先物) 取引所を生み出したのは、大阪の「堂島米会所」だった。おこめの業者だけでなく、多くの投資家参加する市場は単なる「虚業、当て物」ではなく、実際の経済活動が円滑に行える手助けをするシステムとして認識されていた。千人を超える場立たちが競う市場は、その後、大豆やトウモロコシなどの農産物全般が上場される近代的マーケットになっていくが、おこめをはじめとするこうした農産物市場の現状についても解説していく。



△ 島 実蔵氏



△ 大阪堂島商品取引所

○ 大阪市地下鉄
四つ橋線、中央線、御堂筋線
本町駅23番出口 徒歩5分

『国際商品市況を巡る情勢の分析と展望』

講師: 中山 修二 (株) 商品データ 副編集長

ロシアとウクライナの対立、中東地域の紛争再燃、アフリカ地域の政治不安など資源産出国を巡る供給不安は消えない。最大のリスクは原油だ。地政学的リスクは高いままでも安全資産としての金の価値は徐々に高まる。白金は崩壊した生産が揺り、アフリカ全土に広がる人権問題を背景とする鉱山多産国と欧州が回復に向かい、中国で金融の混乱が沈静化するれば大幅減速を回避できそうだった。一方、人口の多いインドネシアで経済成長が続き、インドでも新政権誕生で巨大消費市場が蘇る可能性が高い。国際商品市況は露給タイド化を背景に堅調推移の可能性が高い。国内は低金利、円安、ドル高、株価高により投資資金循環は好転する。

第二部
国際商品

18:40

19:40

金も、フラクナも、原油も、ガソリンも、大豆も、トウモロコシも、コメも、ゴムも、

とにかくコモダイトイが おもしろい!

第13回 C X 市況講演会

コモダイトイの各分野に精通したプロフェッショナルが
気になる商品市況の“いま”を語る。

日時 7月15日(火)17:30~19:40 (17:00 開場)

会場 東京商品取引所
(東京都中央区日本橋堀留町1-10-7 地図参照)

お申込 お取引先の商品先物会社 外務員 または
日本商品先物振興協会広報部 (03-3664-5731)

講師と演題

第一部
石油
17:30
18:00
『石油スプレッド取引の魅力』
講師:橋本 和典(岡地株式会社エネルギー部部長)
原油を精製して作るガソリン、灯油、軽油——石油製品の価格変動には
関連性がある。その性質を利用して、リスクを抑えながら取引するのがス
プレッド取引(やや取り)の妙味だ。ただし、そのスプレッド取引をうまく
使いこなすためには多少のコツがある。そのコツを、石油市場の最前線
で活躍する岡地エネルギー部の橋本氏が説明する。

第二部
コメ
18:00
18:30
『コメ相場の変動要因』
講師:平 丞(株式会社データバンク データ管理部長)
コメ相場の変動要因は需給環境やコメ政策、天候など様々。26年産米の
相場水準も過剰基調の下で、不透明な状況になっていく。その中で、コメ
先物市場では6カ月先の値段まで形成されており、4月から新米対象の限
月も発表している。今後、26年産米の価格はどのように推移していくのか。生
産・流通・消費等のファンダメンタルな要素が重要になる。

第三部
リスク管理
18:40
19:40
『伝説の外務員が語る、
投資家に相場を勝たせる4つのポイント』
講師:小次郎講師(チャート研究家)

相場は勉強と工夫次第でだれもが勝ち組になれる可能性秘めている。ファンダメン
タル分析やテクニカル分析を学ぶことは重要。しかし、そうしたテクニカル分析よりも、
より重要なのが取引に際してルールを決めること、そして過去の取引を検証することだ。
大切なお客様が喜ぶ顔を思い出したい。だから自ら学んで、お客様に適切なアドバイ
スをしたい。そのための技術をチャート研究家であり、かつて「伝説の外務員」と
呼ばれた小次郎講師がわかりやすく、楽しく解説する。トレードエッセンスとはなにか、リ
スク・リワード比率とはなにか、それらをうまく使いこなすのが、新たな視点で相場を眺
めれば、いままでも以上に相場が楽しくなる。



△ 小次郎講師

受講料
無料

先着
100名様

金も、フラクナも、原油も、ガソリンも、大豆も、トウモロコシも、コメも、ゴムも、

とにかくコモダイトイが おもしろい!

第14回 C X 市況講演会

コモダイトイと金融の各分野に精通したプロフェッショナルが
気になる市況の“いま”を語る。

日時 9月19日(金)17:30 開演 (17:00 開場)

会場 東京商品取引所
(東京都中央区日本橋堀留町1-10-7)

お申込 お取引先の商品先物会社 外務員
または日本商品先物振興協会広報部
(☎ 03-3664-5731)

講師と演題

第一部
17:30
18:30
<ゴム> パネルディスカッション
世界のベンチマーク TOCOM ゴム相場の行方
司会:鈴木 佐知子(㈱ワーズオン 代表)
パネリスト:郷近 要(㈱岡藤商事 首席ストラテジスト)
齊藤 和彦(㈱フジミ テーマリアリスト)

『調査部会 コモダイトイ・ポイズネット』レギュラー・コメントメン
ターの2人が、世界が注目するTOCOMゴム相場の最新市況を分
析・解説する。農作物と工業品の両側面を持つゴムの価格は、主産地
東南アジアの天候や気温の影響を受けると同時に原油価格、自動車生
産などにも左右される。いま、そして今後注目すべきポイントはなに
か。異なる組織に属する2人が多角的な視野で意見を交わす。

第二部
18:40
19:40
『YEN蔵が読む! 最新為替動向』
講師:田代 岳(㈱ADVANCE 代表)

ブログ『YEN蔵のFX投資術』で人気を博している田代氏が為替の為
替市場を明快に分析、語りかける。氏のバックボーンは、シブイバンク
スターン・チャーターバンクでの20年におよぶ為替を中心とした
トレーディング実務にある。常に困難なマーケットと相対し、サバイブし
てきたことで培った知識と経験を活かして、国際商品のトレー
ダーは必勝の60分となるはず。



△ 田代 岳氏

△ 東京商品取引所
○ 東京メトロ日比谷線・小伝馬町駅
13番出口より徒歩5分
○ 東京メトロ日比谷線・新富町駅
人形町駅 A5出口より徒歩7分



(東京都中央区日本橋堀留町1-10-7)

(東京都中央区日本橋堀留町1-10-7)

(東京都中央区日本橋堀留町1-10-7)

(東京都中央区日本橋堀留町1-10-7)

(東京都中央区日本橋堀留町1-10-7 地図参照)

(東京都中央区日本橋堀留町1-10-7)

Presented by
東京商品取引所
大阪堂島商品取引所
日本商品先物振興協会

金も、フラチナも、原油も、ガソリンも、
大豆も、トウモロコシも、コムも、ゴムも、

とにかくコモディティが おもしろい!

受講料
無料

先着
100名様

第15回 C X 市況講演会

コモディティと金融の各分野に精通したプロフェッショナルが
ナルが気になる市況の“いま”を語る。

日時
11月18日(火)17:30 開演 (17:00 開場)

会場
東京商品取引所 (東京都中央区日本橋堀留町1-10-7)

お申込は
コチラ
お取引先の商品先物会社 社外務員
または日本商品先物振興協会 広報部
(☎ 03-3664-5731)

講師と演題

第一部 <コム>

17:30 コメ相場の行方

講師: 中村信次 (㈱ 商経アドバイス 専務取締役)

現在、26年産米の価格は過去最低水準にある。しかしこの先は、26年産米の最終的な収穫量や、古米処理の進捗、全農など全国出荷団体の集荷率などが相場の焦点となり、底値の確認と反発のタイミングに注目が必要なのではないか。今回は、米流通専門紙、商経アドバイスの中村氏が説明する。

第二部 <貴金属>

18:10 デイラーの24時間と貴金属最新市況

講師: 池水雄一 (スタンダードバンク東京支店支店長)

住友商事、クレディ・スイス銀行、三井物産、スタンダードバンクで貴金属ディーリングに従事。20年以上にわたり貴金属マーケットの最前線で活躍してきた池水「BRUCE」雄一氏は、マーケットに与える影響の大ききから伝説的ディーラーと評されている。今回は貴金属の最新市況だけでなく、自身が経験した大相場、貴金属ディーラーがどのような時間を使うのかなど興味深い話を聞かせてくれる。

主な著書に『ゴールド・ディーリングのすべて』『THE GOLD ゴールドのすべて』など。

△ 池水 雄一氏



△ 東京商品取引所
○ 東京メトロ日比谷線、小伝馬町駅
13番出口より徒歩5分
○ 東京メトロ日比谷線、錦洲津草線、人形町駅 A5出口より徒歩7分



第16回 C X 市況講演会

Presented by
東京商品取引所
大阪堂島商品取引所
日本商品先物振興協会

とにかくコモディティが おもしろい!

コモディティと金融の各分野に精通したプロフェッショナルが
気になる市況の“いま”を語る。

受講料
無料

* 先着70名様。申し込み多数の場合、入場をご遠慮願う場合がございます。

<金限日取引>

金限日取引のしくみ

東京商品取引所 広報部

第一部

17:30~17:50
(20分)

<コム・とうもろこし・大豆>

波乱含みのコム・農産物相場を読む

柴田 明夫 (㈱資源・食糧問題研究所 代表)

第二部

17:50~18:40
(50分)

<リスク管理>

投資家に勧めたいリスク管理術

小次郎講師 (チャート研究者)

第三部

18:50~19:40
(50分)

△ 柴田 明夫氏

東京商品取引所は2015年5月にも金限日取引をA場とする予定。限日取引はF Xと同様、決済期限がないためポジションを保持し続けることができるのが特徴である。

生産国政府の現物買い上げも滞りなく供給に押され、て効果の不透明なコム相場。米国と南米のW工作、「フェアリー・プレイク」を意識した売り圧迫の公表。大きいところも、大豆相場の行方を読む。

個人投資家が勝ち組に入るには、感情に左右されず常に的確な判断でトレードすることが唯一の道。チャート研究者の小次郎講師が、個人投資家にとってめたいテクニクを大公開する。

日時
2月16日(月)17:30 開演
(17:00 開場)

会場
東京商品取引所
東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

お申込は
コチラ
お取引先の商品先物会社 社外務員
または日本商品先物振興協会 広報部
(☎ 03-3664-5731)



△ 東京商品取引所
○ 東京メトロ日比谷線、小伝馬町駅
13番出口より徒歩5分
○ 東京メトロ日比谷線、錦洲津草線、人形町駅 A5出口より徒歩7分

Presented by
 大阪堂島商品取引所
 東京商品取引所
 日本商品先物振興協会

金も、フラチナも、原油も、ガソリンも、
 大豆も、トウモロコシも、コメも、ゴムも、

とにかくコモダイトイが おもしろい!

受講料
無料

先着
 100名様

第17回 C X 市況講演会

コモダイトイと金融の各分野に精通したプロフェッショナルが気になる市況の“いま”を語る。

日時

3月6日(金)17:30 開演 (17:00 開場)

会場

大阪堂島商品取引所

(大阪市西区阿波座1丁目10番14号)

**お申込は
 コチラ**

お取引先の**商品先物会社**外務員
 または**日本商品先物振興協会**広報部

(☎ 03-3664-5731)

講師と演題

第一部 <コメ>

17:30 コメ相場の行方

講師:中村信次 (㈱商経アドバイザー 専務取締役)

18:10 (40分)

消費量減少に供給構造の変化が重なり過去最低の米価となった26年産。昨年11月以降はジリ高に転じ、年明け後も強含みで推移している。しかし供給過剰は解消されておらず、先行きの不透明感は拭えない。種数の変動要因が絡み合うが、2015年の主食用米に関しては飼料用米への作付け転換による供給量の絞り込みが最大の材料。相場環境を検証しつつ、先物市場との連動、活用の可能性などを整理する。

第二部 <貴金属>

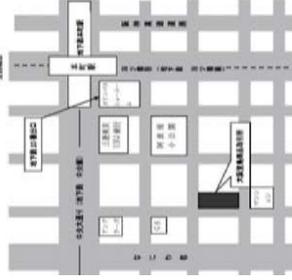
18:20 デイラーの24時間と貴金属最新市況

講師:池水雄一 (スタンダードバンク東京支店支店長)

19:40 (80分)

住友商事、クレディ・スイス銀行、三井物産、スタンダードバンクで貫して貴金属トレーディングに従事。20年以上にわたり貴金属マーケットの最前線に活躍してきた池水「BRUCE」雄一氏は、マーケットに与える影響の大きさをから佐藤の「デイラー」と評されている。今回は貴金属の最新市況だけでなく、自身が経験した大相場、貴金属「デイラー」がどのように24時間を使うのかなど興味深い話を聞かせてくれる。

主な著書に『ゴールド・デイラーのすべて』『THE GOLD ゴールドのすべて』など。



△大阪堂島商品取引所
 ○大阪市営地下鉄
 四つ橋線、中央線、御堂筋の
 本町駅23番出口 徒歩5分



△ 池水 雄一 氏

第18回 C X 市況講演会

Presented by
 東京商品取引所
 大阪堂島商品取引所
 日本商品先物振興協会

プロフェッショナルが気になる商品・金融市況の“いま”を語る。

とにかくコモダイトイが おもしろい!



△ 池水 雄一 氏

第一部 <貴金属> 17:30~18:30

池水 雄一 スタンダードバンク東京支店長

『儲かる貴金属トレーダーの秘密』

住友商事、クレディ・スイス銀行、三井物産、スタンダードバンクで一貫して貴金属マーケットの最前線で活躍し、数々の伝説を築いてきた池水「Bruce」雄一氏が直近の貴金属相場の現状と見通しを詳細に解説する。さらに過去30年のゴールドマーケットのの変遷と実際の経験談、そしてずばりトレーダーとしてどうやって儲けてきたのかを聞かせてくれる。



△ YEN蔵 (田代 岳) 氏

第二部 <為替> 18:40~19:40

YEN蔵 株式会社 ADVANCE代表

『YEN蔵が語る! 為替相場の行方~最新の動向』

ドル円、クロス円ともに騰落相場が続いている。最大の注目材料であるFRBの利上げ時期に關してイエレンFRB議長はなかなか明確なヒントを与えてくれない。最近の強い米国の雇用状況に対して生産や消費はやや減速している。中国や欧州の経済が減速する中米国の経済は強さを維持できるのか。またドル高に對する懸念は出ているのかどうか。ドル建ての商品に影響を与える米国の金融政策を解説しながらドル円を中心に解説する。

3月16日(月)
 17:30 開演 (17:00開場)
東京商品取引所にて
 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

受講料 無料

お申込は
コチラ

または**日本商品先物振興協会**
 ☎ 03-3664-5731

* 先着80名様。申し込み多数の場合、入場をご遠慮願う場合がございます。



△ 東京商品取引所
 ○ 東京メトロ日比谷線、小伝馬町駅
 13番出口より徒歩5分
 ○ 東京メトロ日比谷線、都築浅草線、
 入形町駅 A5出口より徒歩7分

商品市場の活性化策に係るとりまとめ

平成27年1月
日本商品先物振興協会
市場振興委員会
ネット取引拡大検討小委員会

I. 本とりまとめの趣旨

商品先物市場は、平成26年9月半ば頃から出来高はやや向上してきたものの、それまでは下降傾向が続いていた。そのような状況のもと、市場振興委員会では対面営業を通じた取引の振興・活性化を図るための方策について、同年9月から12月の間に集中的に検討した。

併せて、株式会社東京商品取引所（以下「東商取」）の経営刷新会議からの提言を受け、市場振興委員会の下にネット取引拡大検討小委員会を設置し、ネット投資家の参入拡大に向けた取組についても検討した。

商品先物市場の活性化にわたっての課題は、顧客を増やし、多くの投機資金を呼び込み、活発に取引が行われることである。しかし、対面営業においては、不招請勧誘禁止規制の見直しの方向が定まらない中、現行の規制環境下では勧誘の間口を広げることが困難であり、出来高増加に結びつく実効性が高く、かつ、実現可能性のある方策を見出すことも容易ではない。それよりも、今後、不招請勧誘禁止に係る商品先物取引法施行規則（省令）の改正が実施され、レバレッジ取引経験者等特定の顧客や一定の条件下での通常取引の勧誘が可能となった場合に、対面営業においてどのような活性化策に取り組みかが重要である。したがって、これまでの検討については意見の中間整理にとどめ、省令改正の結論を待って、より実効性のある活性化策を検討することとした。

一方、ネット取引に係る拡大策については、商先業者のホームページや「みんなのコモディティ」における情報の充実策など、今後、取り組みべきいくつかの方策をとりまとめた。これらについては、本会と東商取とが連携して取り組むこと等により、商品先物市場の活性化の一助となることを期待するところである。

II. 両委員会における意見のとりまとめ

1. 積極的な営業活動を可能にするための環境の整備

(1) 証拠金の低額化によるスマートCXXの利便性向上

現在の不招請勧誘禁止規制の下では、顧客からの招請を必要とせずに勧誘できる商品は損失限定取引（以下「スマートCXX」）だけである。しかし、スマートCXXは通常の取引に比べて証拠金が高いため、多くの個人顧客の取引参加を促すのは難しく、取引枚数も抑制されてしまうことから、証拠金を低額化することを検討した。

具体的には、スマートCXXの証拠金額に用いられる過去の最大価格変動額（ロスカット目標水準）をサーキット・ブレーカー制度や夜間立会が導入されたNASDAQ-OMXシステムによる2009年以降の価格データに限って算定する方法に改めること等が考えられる。

* スマートCXXの証拠金額は、約定値段を基準にして、(A) 顧客が許容できる最大損失額と、(B) 東商取のストリップロス取引実施細則において上場商品ごとに定められている過去の最大価格変動額（ロスカット目標水準）を合算した額を下回らない範囲で各商先業者が定めるものとされ、上記(B)については、過去10年間の価格データを基にして東商取が決定している。

このことについては、通常取引に係る勧誘規制が緩和されないのであればスマートCXXの証拠金額を低くし利便性向上を図ることが望ましいとの趣旨の複数意見があったが、一方で、証拠金を低額化した結果、商先業者が市場外取引で対峙する可能性が高まることになれば商先業者のリスクが増大するため多くの注文は受けづらくなってしまうとの意見、証拠金を低額化しても顧客の増加にはそれほどほどの好影響は与えないのではないかとの意見も開陳された。

(2) スマートCXXの取引経験者に対する勧誘規制の緩和

スマートCXXは顧客の招請がなくても勧誘ができるとはいえ、多くの取引注文は出てこない。出来高を増大させ流動性を高めるには通常の取引を行うてもらわなければならないが、商先業者からは通常取引への移行を勧めることはできない。現在パブコメ審査中の不招請勧誘禁止に係る省令改正案でも、スマートCXXの経験者は、招請がなくても勧誘ができるデリバティブ取引等の

経験者（「既契約者」）には含まれておらず、招請がない限り通常取引の勧誘はできないこととされている。（後掲別紙1参照）。

スマートCXは損失が限定されている商品であるとはいえ、レバレッジ（*）は信用取引より高いこと（同別紙2参照）、取引の基本的なしくみ（約定値段、損益発生のおしくみ等）は通常の商品先物取引と同じであることから、一定回数以上の取引実績または一定期間以上の取引経験を有する顧客はデリバティブ取引の経験を有する「既契約者」として取り扱い、当該者に対する勧誘は不招請勧誘禁止の例外とするよう、さらなる規制の見直しを求めていることが望まれる。

*必要証拠金額に対する総取引金額の倍率

信用取引：3.3倍、金スマートCX：概ね5倍～10倍（顧客の損失許容度により異なる）

（3）スマートCX顧客に対して通常取引の説明が可能であることの明確化

スマートCXの勧誘において通常の商品先物取引の仕組みを説明することについては、日本商品先物取引協会の「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」のII. 3.（5）において、仕組みの比較等取引内容の客観的な説明の範囲内であれば可能であるとされているところ、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案に対してもかわらず、通常取引と損失「通常取引に対する顧客の勧誘要請がないにもかかわらず、通常取引と損失限定取引を対比させ説明を行うことは、不招請勧誘の法令違反となるおそれ強いものと考えられます。」との回答が示された（平成26年6月23日公表）。このため、一部の商先業者の間に、損失限定取引の説明時に通常の商品先物取引の仕組みを説明することはできないとの認識が醸成されている。

この法令解釈の齟齬をなくし、損失限定取引を説明する際に、通常取引のメリットを強調するなど勧誘と誤解されない範囲で通常の商品先物取引の説明が可能であることを明確にすることが望まれる。

（4）東商取の金限日取引の振興について

東商取において平成27年5月から取引開始が予定されている取引の期限のない金限日取引は、商品先物取引の投資家数に比べて圧倒的に多いFX投資家及び当該投資家を有するFX業者等外部のプレーヤーの参入が期待される。当該取引へのより多くの者の参加を促進し、市場を活性化させるため、市場振興委員会にオブザーバーとして出席した東商取に対し以下の事項について

配慮いただくよう求めた。

- ① ストックロス取引を併用することにより、顧客からの招請がなくても勧誘できる商品として提供できるようにされたいこと。
- ② 市場流動性を維持し、円滑な約定が可能となるよう、複数のマーケット・メーカーを選定すること。
- ③ 外部プレーヤーの誘引という目的達成のため、価格決定方式等についてなるべくFX取引と近似させること。
- ④ システム改変コストについては商先業者（取引参加者）にとって重大な関心事項であるため、精緻なコスト見積りに必要な情報をできる限り早く開示されたいこと。

また、別途、本取引は取引期限のない商品であり、商先業者の顧客管理コストを低減することから、本取引導入を機に、残高照合通知書の発行時期を従来の毎月1回以上から、例えばは直近に取引のない委託者への発行頻度を減らす等、金融商品取引における交付方法等も参考しながら合理的なものに改められたいことを事務局から東商取に対して要請した。

2. J P Xシステムの共同利用について

東商取が日本取引所グループの取引システムを共同利用するに際しては、市場振興の観点から、市場振興委員会にオブザーバーとして出席した東商取に対し以下の事項について検討いただくよう求めた。

- ① **取引開始・終了時の板合せ取引について**
共同利用により引け板合せが復活することは好ましい。注文量の多い寄り付き時にも板合せができれば円滑な約定が促進されるので、寄り板合せも導入すること。
- ② **取引参加者カテゴリ別取引組高情報について**
現在東商取で開示されている7分種の取引参加者カテゴリ別取引組高情報については、システム上の自己・委託の2区分のアカウント管理とは切り離し、上場商品ごとの流動性や属性別取引参加者の分布状況等を勘案しながら、市場管理上合理的な情報とすること。
- ③ **現行システムの下で実施してきた各種振興策について**

「T O C O Mタイムの創設」「新甫限月の納会日夜間取引からの発会」等現行システム下で取引振興策として本業界が進めてきた施策については、

改修コストを要する場合にはそれを考慮しつつ、できる限り継続できるよ
うにすること。

3. ネット取引の拡大策（ネット取引拡大検討小委員会のとりまとめ）

F X取引はそのほとんどがインターネット経由の取引であることから、以下
の施策により、F X顧客を含むネット投資家の商品先物取引への興味を喚起し、
顧客層の裾野拡大を図ることが個人投資家の誘引策として重要である。

（1）商先業者のホームページ（以下「HP」）の充実

商先業者のHPは顧客獲得のための有用なツールの一つであるが、必ずし
もそのツールを活用できている社ばかりではなく、全体的な底上げが必要で
はないかとの指摘が東商取からあった。HPにおける情報の提供内容や充実
度は、ネット取引重視、対面取引重視、F X取引や証券デリバティブ取
引との兼業等、各社の業態や経営方針の違いにより大きく差異があるため、
すべての商先業者に対して一律にHP上での一定水準以上の情報発信を求め
ることは難しいが、他方で、安価かつ平易な手段により自社HPの情報充実
が可能であれば、そのニーズは少なくないと考えられる。

そこで先物協会と東商取が共同で商先業者の利用ニーズに合うコンテンツ
を作成し、当該コンテンツの自社HPでの利用を希望する会員に無償で提供
することが望まれる。

【提供コンテンツの例】

- ① 商品先物取引の仕組み（売り、買いの例を使って説明）
- ② 口座開設の流れ
- ③ F Xや日経 225 先物取引との相違点（証拠金制度、レバレッジ、限月、
発注方法、評価損が生じた時のロスカットや証拠金の追加預託、立会時間
等）
- ④ 全上場商品と主要銘柄の価格変動要因
- ⑤ リスク管理と売買手法
- ⑥ 取引成功者の事例
- ⑦ 直近の相場動向
- ⑧ 損益計算システム（いくら動いたらどの程度の損益が生じるか）

*コンテンツの提供方法

具体的な方法については、今後、小委員会の委員、会員のHP管理者等の意見
を聞きながらさらに検討する必要があるが、現時点では本会WEBサーバーに保
存してあるコンテンツをインターネット経由で会員に提供する方法を想定（別紙
3参照）。

（2）みんなのコモディティ（以下「みんなのコモ」）の充実

みんなのコモは、商先業者数社の広告掲載はあるものの、商品先物取引のポー
タルサイトであり、業界の共有資源とも位置付けられるものと言える。広く
ネット投資家に対する商品先物取引の認知度向上、商品市場への参入促進を
図るためには、例えば以下の内容を追加する等このサイトのコンテンツの充
実を図ることも必要である。

【提供コンテンツの例】

- ① 商品先物取引入門
投資未経験者に向けた商品先物全般にわたる入門コンテンツと同時に、
F X取引及び日経 225 先物経験者に向けて、それら取引と商品先物取引の
違いを説明する。
- ② 商品先物成功者の事例
F X取引ゲームは主婦でも儲けられるとの成功談がひとつのきっかけに
なった先例があるので、同様に「商品先物成功者の事例」を掲載する。
- ③ 商品先物取引実践ブログ
F X業界では漫画家取引をさせて、その体験記を連載することで多く
の関心層に訴えたことがある。商品先物取引でも知名人などに実際に取引
をしてもらい、その過程を連載する。
- ④ 損益計算システム
価格変動と損益の関係を理解するためにはシミュレーション取引が有効
だが、コストを考慮すれば必ずしも大がかりなものには必要なく、簡便なシ
ステム（1日1回、帳入植段で植洗い）でよい。植動きの結果に対する解説
を加えれば、さらに投資家の勉強にもなる。

（3）セミナーの実施

商品先物取引への心理的抵抗感が少ないと考えられるF X取引及び日経225

先物等のデリバティブ取引経験者をターゲットに絞り、商品先物取引を含む金融セミナーを全国の主要都市で実施することが必要である。

具体的には、「みんなの株」関連サイトの「みんなの株式」「みんなの外為」「Yahoo!ファイナンス」等で告知することで金融取引関心層の来場が期待できる「みんなが special セミナー」として実施し、東京のほか、名古屋、大阪、福岡等で複数年にわたり継続的に開催することが望まれる。

(4) その他

以下はネット取引に限るものでなく、商品先物取引全体の振興策として検討する必要がある。

- ① 限日取引の愛称について
広く浸透を図るには、公募等の方法により「金限日取引」に愛称をつけることが必要である。
- ② 「金の日」の活用について
米カリフォルニア州で金が発見されたことで「金の日（ゴールドラッシュデー）」と言われている 1 月 24 日を、業界全体で金取引促進のイベント開催等に活用してはどうか。

4. その他の意見

本委員会及びネット取引拡大検討小委員会では前述までの事項以外に以下の意見も開陳されたが、市場活性化の具体的成案を得るには至らなかった。

(1) スマート C X の利便性向上

① 取引時間のさらなる拡張

約定値段と次の約定値段の間の価格が大きくかい離しなければスマート C X に係る必要証拠金額は大きくならない。価格かい離の原因の一つに、東商取が開いていない時間に他の市場で価格が動いてしまうことがあるので、立会時間をなるべく 24 時間に近づけることについても検討することが必要ではないか。

② 証拠金額の一定期間の固定化

本商品の証拠金額が通常の取引より高額であることに加えて、取引前にその額が確定しないことも顧客が取引を躊躇する原因の一つになっている可能性があるため、証拠金額を一定期間固定化する方法についても検討することが必要ではないか。

(2) 社会的認知度の向上

世界的にコモディティ取引が拡大してきた中で、日本だけが低迷してきた。これは、社会からの認知が低いことに尽きるのではないか。商品市場が大きくなるためには一般社会からの認知を得ることが重要であり、そのための取組を実施すべきではないか。

(3) 農産物アリストへの提供情報の充実

農産物アリストの専門的知識・分析力を活かすためにはどのような情報が必要かについて、今後整理することが必要ではないか。

(4) 立替発生を防止するための証拠金制度の導入

立会中に値洗損失が預託証拠金の一定割合に達した時点で当該建玉を強制決済（ロスカット）できる証拠金制度について、SPAN証拠金制度との整合性の観点等も考慮しながら、検討することが必要ではないか。

(5) 商品取引版少額投資非課税制度（「商品版 NISA」）の検討

商品先物取引に本制度を適用する場合の課題について、現在の少額投資非課税制度の構造等も踏まえながら、今後整理するべきではないか。

(6) 自己取引の活発化のための環境整備

純資産額規制比率の自己玉リスクの見直しを含めて、引き続き環境の整備に取り組むことが必要ではないか。

(7) 「商品先物」の呼称の統一について

商品先物取引の呼称は「C X」「コモディティ」等、商品業界にいる人間によってまちまちであり認知度を高めるためには呼称を統一することについても検討することが必要ではないか。

以上

別紙1

不招請勧誘禁止の例外

(継続的取引関係にある顧客/既契約者に対する勧誘)

現状、損失限定取引契約を締結している顧客に対して、勧誘の要請がない状態で通常取引を勧めることはできない。

○：不招請勧誘可能 ×：不招請勧誘禁止

【商先法】		顧客が自社(若しくは他社)で既に締結している契約				
		商品取引契約		金融商品取引契約		
		損失限定取引	• 通常取引 • 店頭商品デリバ取引	店頭デリバ取引	市場デリバ取引 【付帯条件あり】	信用取引 【付帯条件あり】
勧めようとする商品取引契約	通常取引	×	○	○	○	○
	店頭商品デリバ取引	×	○	○	×	×

【付帯条件】 顧客が「(当初契約から90日経過)+(勧誘の日前1年間に2回以上の取引or勧誘の日に未決済残高あり)」を満たす者であること
*パブコメ審査中の事項には下線が付してある。

【金商法】	顧客が既に締結している契約	
		金商法上の店頭デリバティブ取引 (例) ・店頭FX取引 ・店頭証券CFD取引(個人顧客) 等
勧めようとする金融商品取引契約	金商法上の店頭デリバティブ取引	○

【付帯条件】 顧客が「勧誘の日前1年間に2回以上の取引or勧誘の日に未決済残高あり」を満たす者であること

別紙2

スマートCXと信用取引の証拠金比較

スマートCXの必要証拠金額

信用取引よりもレバレッジの高いスマートCXの経験者も勧誘が可能となるデリバティブ取引等の経験者と同等に取扱われてもよいのではないかと？

・金価格4,206円で1枚買建てた場合のスマートCX証拠金額

① 顧客の損失許容度2%の場合

4,206円で買建ててから2%の損失が発生した価格4,122円
損失: 4,206円-4,122円=84円

過去最大の価格乖離幅8% (※1)
+ 4,122円から8%の損失が発生した際の価格3,793円
4,122円-3,793円=329円

必要証拠金額 413,000円 ▶ レバレッジ10.2倍
(84+329) × 1,000=413,000円

② 顧客の損失許容度4%の場合

4,206円で買建ててから4%の損失が発生した価格4,038円
損失: 4,206円-4,038円=168円

過去最大の価格乖離幅8%
+ 4,038円から8%の損失が発生した際の価格3,715円
4,038円-3,715円=323円

必要証拠金額 491,000円 ▶ レバレッジ8.57倍
(168+323) × 1,000=491,000円

③ 顧客の損失許容度10%の場合

4,206円で買建ててから10%の損失が発生した価格3,786円
損失: 4,206円-3,786円=420円

過去最大の価格乖離幅8%
+ 3,786円から8%の損失が発生した際の価格3,484円
3,786円-3,484円=302円

必要証拠金額 722,000円 ▶ レバレッジ5.83倍
(420+302) × 1,000=722,000円

※1: 過去最大の価格乖離幅=東商取ストップロス取引実施細則で定められている損失幅の割合

顧客の損失許容度にもよるが、スマートCXの方が信用取引よりも総じてレバレッジ率が高い。

株式 信用取引証拠金額

・株価4,206円の株を100株
信用取引で売買した場合の証拠金額※2

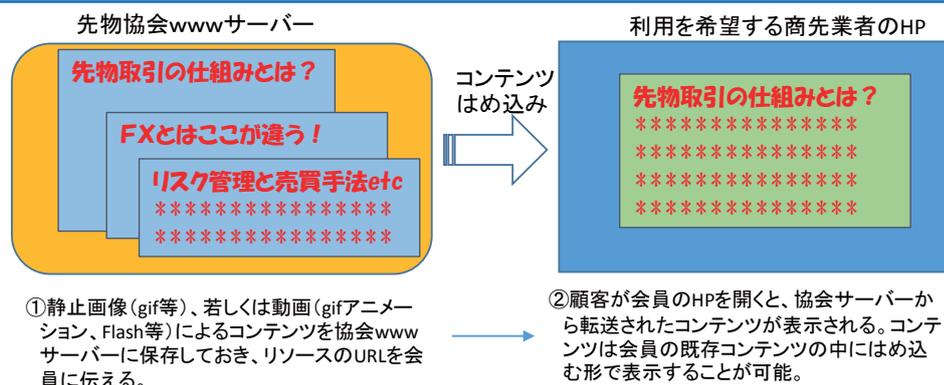
※2: 信用取引の証拠金額=取引額の30%の証拠金が必要

必要証拠金額 126,200円 ▶ レバレッジ3.3倍

ただし、信用取引を行う場合は、最低30万円以上の証拠金預託が必要

別紙3 (東商取+先物協会)から会員へのコンテンツ提供の方法(案)

方法1. 静止画(gif等)or動画(gifアニメーション、Flash等)で提供



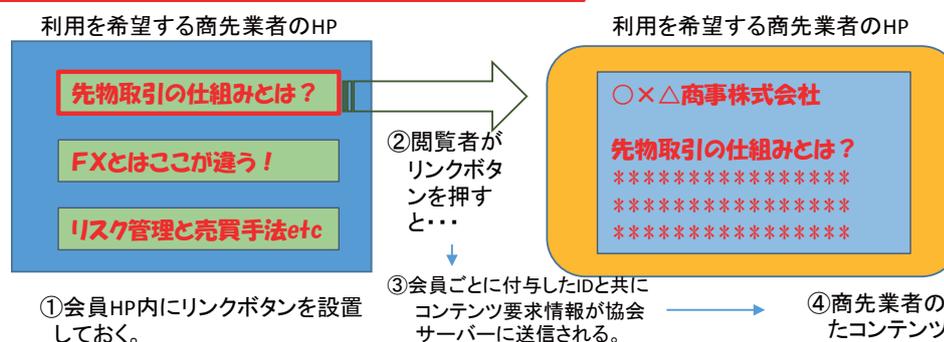
【メリット】

- 一般的なバナー広告と同様に、既存の自社ページにはめ込みできる。
- 自社のオリジナルコンテンツと混在表示できるので、閲覧者には自社コンテンツのようにしか見えない。
- ページのURL欄には自社ドメインが表示される。

【デメリット】

- 自社の既存のコンテンツと混在表示するためには、所定の作業・手間が必要。(リソース情報の提供等協会のサポートが必要になる。)

方法2. html等で提供する方法



【メリット】

- 別ウィンドウで開くので、各社の既存のコンテンツとの調整不要
- 各社はリンク設定するだけなので、負担が軽い。

【デメリット】

- 別ウィンドウで開くしか方法がない。
- URLがjcfiaで始まる協会のもの。よく見れば第三者のコンテンツであることが閲覧者には分かってしまう。

[資料6 - (10)]

2014. 5. 27 第104回理事会 報告事項1

商品市場の活性化策に係るとりまとめの実施状況

項目	趣旨	実施状況
I. 各市場に共通する活性化策		
1. 戦略的な定率参加料の減免	多様な取引主体の市場参加を誘引するため取引所からのメッセージ性のある施策として、例えば期間を限定する、活性化を図りたい商品を限定する、取引参加者別に一定の基準を設けてこれを上回る売買を対象とする等により、定率参加料の減免を実施する。	実施済み 東商取において、大口の参加者に対するボリューム・ディスカウントを実施。 また、農産物・砂糖市場の開設キャンペーンとして減免を行ってきた、農産物・砂糖市場の一部商品の定率参加料及び受渡手数料について、2014年4月以降も減免を継続。
2. 期近取引の制限緩和についての周知	期近限月の流動性向上のため当月限建玉の決済指示日(受託契約準則第15条第4項)に係る解釈について周知する。	実施済み 平成26年2月27日付け文書により東商取から取引参加者に対し案内した。
3. ブロック取引の活用	流動性が低下した市場において直近の約定値段から大幅にかい離することなく取引が成立するために、現在取引の一方が投信関係者若しくは当業者である場合に限られているブロック取引を全ての委託者が利用できるようにする。	検討中 東商取において、委託者の注文の円滑な成立を図るための方策の導入について検討中。
4. 夜間取引開始の繰上げ	ロンドン等での取引が活発化する日本時間16時以降の海外からの注文を呼び込むために夜間取引開始時刻を17時から16時30分に繰り上げる。それと同時に日中立会終了時刻を15時15分に繰り上げて、取引時間を拡張する。	実施予定 東商取において、平成26年7月22日から夜間取引時間を16時30分から翌日の4時まで(但しゴムは同日の19時まで)、日中取引時間を9時から15時15分までに変更することを決定。
5. 新甫発会時の6限月維持	取引量の増大を図るため新甫限月の発会を現在の納会日翌計算区域の日中立会から繰り上げ、同夜間立会からとする。	実施予定 東商取において、平成26年7月25日以降に発会する新甫限月から順次実施することを決定。

項 目	趣 旨	実施状況
6. 外務員研修の充実	現在、東商取と先物協会で共催している外務員を主たる対象とした市況講演会を継続する。 また、本会会員が社員向けに行う講習会を他社の社員にも開放する等相互に協力し合うことにより、外務員の知識向上を図る。その際には市況変動要因のみならず、取引制度やルールについても顧客に正しく説明できるよう研修内容の充実を図る。	実施済み 東商取・大阪堂島取・先物協会の共催で、市況講演会を継続して実施中。 加えて、東商取では、以下の外務員向けセミナーを開催。 ・中長期的に農産物・砂糖市場の底上げを図るべく、外務員の知識向上を目的とした「農産物勉強会」を開催。 ・自ら情報を収集・分析し、顧客に対して適切なアドバイスをすることができる農産物取引のプロを商先業者各社が育成するべく、「農産物アナリスト育成セミナー」を開催。
7. 不招請勧誘禁止規制の撤廃	適合性のある顧客に対して商品取引の知識や情報提供の機会を適正に確保し、健全な市場参加を促進するために不招請勧誘禁止規制を撤廃する。	省令改正案に対する意見（パブリックコメント）への対応を検討中 主務省において省令改正案に対する意見募集を実施し、現在、応募意見への対応を検討中。
8. 純資産額規制比率のコモディティ・リスクの見直し	現行の計算方式では自己ポジションを保有するために必要とされる純資産額が過大で商先業者の自己取引の抑制要因となっている面があるため、証拠金の預託と日々値洗が行われていることを踏まえ、リスクに相応する計算方式に変更する。	主務省と協議中 例えば、金商法に導入されている内部管理モデル方式を商先法にも導入して、業界全体で統一的な計算方式を策定し、それを主務省が認定する方途はないか等について継続的に協議中。
9. 委託手数料の見直し	対面取引においては、固定手数料時代の料金体系を踏襲している等の事情により、金取引に係る委託手数料が他銘柄のものよりも高く設定されている事例が多いが、このことが、外務員が顧客に金を推奨する誘因となっている可能性があるため、商先業	

項 目	趣 旨	実施状況
	者各社の経営判断によるべきことではあるが、金以外の銘柄の活性化を図る観点から、商先業者が手数料体系の見直しを検討することも必要。	
II. 石油市場に係る活性化策		
1. クラック・スプレッド、限月間スプレッドの利用促進	石油に関してはクラック・スプレッド、限月間スプレッドが有効な取引手段となり得るところ、SCO注文を利用すれば簡易にこのような取引を発注できるため、商先業者がSCOを顧客に提供する等によりスプレッド取引の利用促進を図る。 また、その環境整備のため、以下を検討する。 ①スプレッド取引に係る定率参加料の減免及び説明しやすパンフレットの作成 ②限月間スプレッドに係る禁止規定(省令第103条第1項第9号、取引を理解しない顧客からの受託の禁止)の撤廃又は理解を得たことの立証方法の確立	実施済み ・東商取において、平成26年3月24日から石油市場並びに中京石油市場における商品間スプレッドに係るSCOの提供を開始した。 ・先物協会は東商取と共同で、会員各社における顧客への説明用資料・セミナー資料として活用できるようSCOパンフレットを作成し、そのデジタルデータを協会ホームページに掲載し、会員の利用に供した。
2. マーケット・メーカーの導入	流動性のベースを創出するため、期近の流動性への波及効果が期待できる期先限月に優先的にマーケット・メーカーを導入する。	実施済み 東商取では、一部の商品について既に導入済み。これを更に拡大すべく取引参加者に対する働きかけを継続中。
3. ブロップについての自社清算資格の要件緩和	ブロップの市場参加を促進するために、資本金3億円以上かつ純資産20億円以上との自社清算資格取得に係る初期条件を軽減することをJ C C Hにおいて検討する。	実施困難 昨今、金融市場インフラに対する国際的な規制強化が行われており、清算機関には、より高水準のリスク管理が要請されている。そのため、J C C Hにおいても、取引証拠金や清算預託金の額の引上げ等の検討を行っており、このような環境下において清算参加者の財務要件を緩和することは、

項 目	趣 旨	実施状況
		リスク管理強化に当たっての障害となるおそれがあることから、実現は困難とされた。 (将来的には、プロップに限定せず清算資格全般として、取引証拠金、清算預託金、純資産額等の清算参加者に求められる要件について、リスク管理の国際的な情勢も踏まえ検討していくことが重要と考えられる。)
4. 取引参加者カテゴリ別取組高情報の見直し	流動性が低下している市場においては、取引所による開示情報から比較的大口の取引参加者のポジションが推定できてしまうので、円滑な取引を妨げないよう特定の市場においてはカテゴリ分類を粗くすることについて東商取で検討する。	検討予定 カテゴリ別情報については、次期システムの導入にあわせて検討を行う予定。
Ⅲ. ゴム市場に係る活性化策		
1. ゴム関連情報の提供の充実	市場参加者の関心を広く喚起するため、海外市況並びに上海・シンガポール・タイ等海外において発信されているゴム市場及び天然ゴムに係る豊富な情報を提供する。	実施予定 先物協会と東商取と共同で、5月23日から「みんなのコモディティ」中に特設ページを新設し、ゴムに特化した情報を発信することとした。 (同ページでは、①初心者のためのゴム先物取引入門と②海外市況、産地情報等を提供するゴムスペシヤルレポートを掲載する予定である。)
2. 一般委託者向けセミナーの開催	東商取と先物協会が連携して、一般委託者を対象としたウェブ・セミナー、リアル・セミナーの開催に取り組む。	実施予定 先物協会と東商取の共催で、みんなコムセミナー(リアル・セミナー)を年3～4回開催する予定。

項 目	趣 旨	実施状況
Ⅳ. 農産物市場に係る活性化策		
1. 農産物市場の信頼性の確保	東商取で相応のインセンティブ・スキームを設けること等により全限月で約定価格が形成されるようにする。	実施済み
2. 取引推奨時間帯の設置	一定の取引時間に取引を集中させて流動性を生むよう東商取が中心となって取引推奨時間帯を設定する。	実施済み 東商取では、公正取引委員会及び主務省の意見を踏まえ、独占禁止法や商先法に抵触する懸念がないよう、平成26年4月7日から農産物・砂糖市場、石油市場(軽油)及び中京石油市場における取引時間帯ごとの実際の売買高を公表し、売買高が比較的多く、流動性の高い時間帯の活用を促した。 これに関連して、本会では、同日、取次者を含む本会会員に対し「取引集中時間帯に関する留意事項」を通知した。
3. オフショア渡し	海外からの取引を誘引するため、関税実務上の手続きが簡略化できるよう、オフショア渡しができるようにすることについて東商取で検討する。	調査中 東商取において、粗糖について、現行のCIFジャパンからオフショア渡しであるFOBアジアに変更することの可否について調査検討中。

農産物需給に関する統計資料について

農産物アナリストの会による事前予想とその結果

予想発信日	予想内容	USDA発表とのかい離
平成27年 5月 1日	事前予想	結果
平成27年 4月 3日	事前予想	結果
平成27年 3月25日	事前予想	結果
平成27年 3月 4日	事前予想	結果
平成27年 2月 4日	事前予想	結果
平成27年 1月 5日	事前予想	結果
平成26年12月 4日	事前予想	結果
平成26年11月 4日	事前予想	結果

よくある質問

- Q1 農産物の需給に関する統計資料にはどんなものがあるの？
- Q2 USDAからはどのような情報が公表されるの？
- Q3 その他にはどんな情報が注目されるの？
- Q4 「TOCOM農産物アナリスト」、「事前予想」ってなに？
- Q5 農産物アナリストの会など民間の事前予想にはどのような意味があるの？
- Q6 どうもこの価格変動要因にはどのようなものがあるの？
- Q1 農産物の需給に関する統計資料にはどんなものがあるの？

A1 色んなものがありますが、米国農務省（USDA）が発表するデータは世界中から注目を集めています。

世界では様々な国や地域、農業に係る民間団体、あるいはマスメディア等が農産物の需給に関する統計資料や予測を作成し、発表しています。

これらの情報は、農作物の生産者にとっては何をどれだけ生産すれば需要に見合い生産物がきちんと売れるのかを予測するのに役立ちますし、農産物加工業者や輸出入業者等にとっては将来の価格予測をする際に有用な手掛かりとなります。そして商品投資を行う人々にとっても農産物価格の動向を予想する際の材料の一つとして注目の対象になっています。

中でも、大豆、とうもろこしに関して世界最大の生産国である米国の農務省（USDA）から発表されるデータは価格決定に大きな影響力を持っています。

[トップ](#)

Q2 USDAからはどのような情報が公表されるの？

A2 USDA が公表する情報にはさまざまなものがありますが、主要なものとしては以下のものがあります。

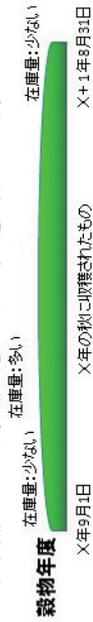
(1) 期末在庫予測（世界農産物需給予測：WASDE）

①毎月10日頃公表されます。

年間を通じてUSDAから毎月10日頃発表される需給の基礎的要素（ファンダメンタルズ）を分析する基本となるデータで、World Agricultural Supply and Demand Estimate Reportの頭文字をとって「WASDE（世界農産物需給予測）」と呼ばれています。世界及び米国の小麦、とうもろこし、大豆等の期末在庫に関する予測であるばかりでなく、統計の信頼性が高いことから世界中の市場関係者の注目を集めています。

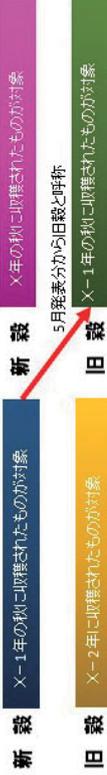
②8月31日時点での在庫予測に関する情報です。5月発表データから新穀と旧穀が入れ替わりです。

大豆やとうもろこしの穀物年度は9月1日から翌年の8月31日までとされています。また、新穀物年度以前に生産されたものを「旧穀」、当穀物年度に生産されたものを「新穀」といいますが、USDAでは旧穀及び新穀の翌年8月31日の在庫数値について、毎月修正を加えながら予測を公表しています。



5月に公表される予測値からは、同年の秋に収穫された農産物の翌年8月31日時点の在庫量を新穀在庫予測として発表し、同年の8月31日時点の在庫量は旧穀在庫予測として発表されます。

X-1年5月からX年4月までに発表される予測



③需給状況の判断には「期末在庫率」が用いられます。

期末在庫率を総需要で除した比率を「期末在庫率」と呼び、需給のひっ迫や緩和の指標とされます。米国大豆の場合、一般的に10～15%が適正レンジ、10%を下回ればひっ迫、15%を上回れば過剰、また、とうもろこしの場合15～20%が適正とされています。

[トップ](#)

(2) 四半期在庫

①3、6、9、12月の1日時点における在庫調査の結果が、同月末もしくは翌月に公表されます。

USDAは、とうもろこし、大豆、小麦等の全米穀物在庫について、3月、6月、9月、12月の各月の前半期に、それぞれの月の1日現在の生産者在庫及び非生産者在庫に関する調査結果を発表しています。3月、6月、9月、それぞれ月末に発表していますが、12月の在庫は月末から年末年始に重なることから1月に発表しています。四半期という節目での在庫確認であり、生産者の販売状況や消費動向の目安となる重要な役割を果たします。

②予測値ではなく実績値です。

四半期の間にどれだけ消費や輸出等によって在庫が減少しているかが分かる実績値の公表となるため、USDAが公表した数値が、アナリストの事前予想より小さいと、前回発表時から3か月間の消費や輸出が好調であったことを意味し、反対に予想より多いと、消費や輸出が不調であったことになり、四半期在庫が事前予想と大幅に食い違いを見せると、シカゴや東京のとうもろこし価格にも大きな影響を及ぼすことがあります。

[トップ](#)

(3) 作付意向面積

とうもろこし及び大豆等の作付意向面積は3月末に発表されます。

作付意向面積は天候相場期において最初に注目されるデータです。

4月～9月は「天候相場期」、10月～3月は「需要相場期」と呼ばれます。作付けに適した時期は産地ごとに様々ですが、とうもろこしについては、米国中西部では4月～5月、南半球の産地では10月～11月とされています。

この作付期に好天に恵まれると、作付けが早期に完了して十分な生育期間が確保でき、夏の高温期より前に受粉期が到来して干ばつ被害の可能性が減少し、豊作となる可能性が高まります。

反対に、作付期に必要な以上の降雨が通過して作付けが大幅に遅れると、作付期の遅い大豆への作付けシフトによって、作付面積が減少する可能性が高まります。

[トップ](#)

(4) 確定作付面積

とうもろこし及び大豆等の確定作付面積は6月末に発表されます。

4月以降、農家は産地の天候推移に注意を払いながら作付けを開始し、6月末には実際の「作付面積」がUSDAから発表され、その内容次第で相場が動くこととなります。

[トップへ](#)

Q3 その他にはどんな情報が注目されるの？

A3 米国内の在庫の減少要因の一つとして「輸出検証高」「輸出成約高」「輸出高報告」などの国外への輸出に関する情報が注目されます。

(1) 週間統計

名称	発表主体	発表日	集計期間
輸出検証高	USDA	毎週月曜	前週木曜までの一週間分
輸出成約高	USDA	毎週木曜	前週木曜までの一週間分

(2) 月間統計

名称	発表主体	発表日	集計期間
輸出高報告	Census Bureau (米国防務省統計局)	毎月中旬(貿易収支同時発表)	前々月分

輸出検証高：

米国では穀物を輸出する際は政府の検査が必要とされており、輸出予定の穀物で検査済みのものの数量のことを輸出検証高といえます。しかしながら、検証されたからといって必ずしも輸出されるわけではありませんので、輸出成約高と併用して見る必要があります。

輸出成約高：

輸出契約が成立しているものの数量をいいます。これによって輸出状況がある程度は把握することができ、ため、需給を予測するのに必要となります。

[トップへ](#)

Q4 「TOCOM農産物アナリスト」、「事前予想」ってなに？

A4 株式会社商品取引所が、同社が実施したセミナーの修了者に対して付与した称号です。アナリストたちはUSDA発表に先行して独自の予想を公表しています。

株式会社東京商品取引所(英文名Tokyo Commodity Exchange, 略称TOCOM)では、商品先物取引業者の従業員を対象に「TOCOM農産物アナリスト育成セミナー」を開催しております。TOCOM農産物アナリストとは当該セミナー修了者に対してTOCOMが付与した称号です。TOCOM農産物アナリストの会を結成し、同会に所属する商品先物取引業者名で、平成26年11月以降、USDAが公表する各種統計データの「事前予想」を発信しております。

[トップへ](#)

Q5 農産物アナリストの会とは民間の事前予想にはどのような意味があるの？

A5 民間の事前予想と当局が発表した内容におおきな差異があると、農産物市場の価格変動に大きなインパクトを与え場合があります。

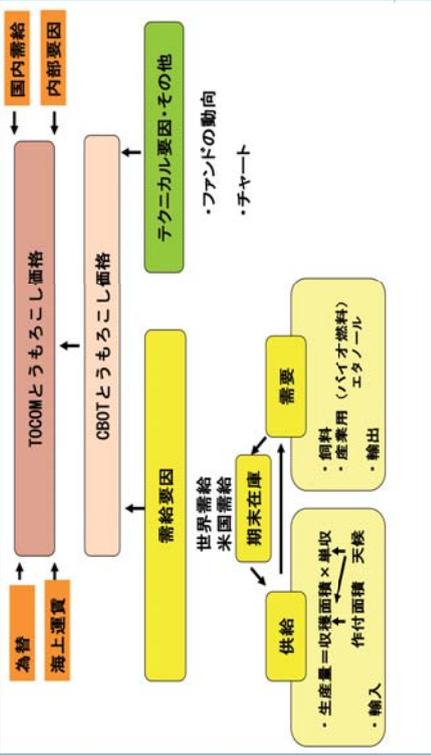
民間調査会社などが独自の調査に基づく調査報告を米国防務省の発表の数日前に公表することや、「農産物アナリストの会」の会、ロイターやブルームバーグなどの通信社がアナリスト予測を公表することによって市場の事前予想が始まり、徐々にコンセンサスが形成されていきます。その後、米国防務省(USDA)が公表する数値が市場の事前予想と大幅に食い違いを見せると、シカゴや東京のとうもろこし価格にも大きな影響を及ぼすことがあります。

[トップへ](#)

Q6 とうもろこしの価格変動要因にはどのようなものがあるの？

A6 以下の図のように様々な要素が複雑に絡み合っており、相互に影響しあっています。

とうもろこし価格の変動要因



[トップへ](#)

[サイトマップ](#) [ブライザーポリシー](#) [免責事項](#)

Copyright (C) 2000~2015 JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION. All Rights Reserved.

めっちゃくちゃ売れてる
マネー誌 ZAIが作った

商品先物取引入門

目からウロコの
チャート分析 編

小次郎講師×
ダイヤモンド・ザイ編集部

各種投資セミナーで大人気!
絶大な人気を誇るチャートの達人が奥義を大公開!

移動平均線がわかれば チャートがわかる!

図版
たっぷり
超カンタン!

ダイヤモンド社

[資料6 - (12)]

みんなのコモディティ

現在の日時: 05月28日 13:08

THOMSON REUTERS

コムを始める
初心者のためのコム特集!

株式指致 FX/為替 米国株 コモディティ 投資 ニュース 投資の学校 ショップ | 日記 | 掲示板 | 会員 | マイページ

TOP | 工業品(金・石油等) | 穀物(コム・とうもろこし等) | コラム | コムレポート | ニュース | コム入門 | セミナー | 取引会社 | おしえて! FAQ |

銘柄名・通貨名またはコードを入力

銘柄・通貨

次の大化け株は、

目録株価 ● 倍

自己注目銘柄 ● 倍

明日の急騰株、急騰銘柄を照らす

初心者のためのゴム先物取引入門講座

コム先物取引の基本・仕組みから、他の金融商品(株式銘柄、為替)とコムとの相關関係など、コム先物取引の魅力をご紹介します。

提供: 日本商品先物振興協会、株式会社東京商品取引所(TOCOM)

TOCOMのコム先物取引とは	コム先物取引の魅力	コム先物取引のしくみ	コム価格を動かす要因	天然コムができるまで
天然コムと合成コム	天然ゴムの需要と供給	合成ゴムの需要と供給	ゴムの用途別使用割合	コムの基本振りの取りと取引の参考にできるサイト
コム相場で株価を予測する	コム相場に勝つ方法			

【ご注意】『みんなの株式』における「買い」「売り」の情報はあくまでも読者の個人的判断によるものであり、情報の真偽、株式の相場に関する正確性・信頼性等については一切保証されておりません。また、東京証券取引所、本取取引所、名古屋証券取引所、株式会社マネーパートナーズ・バーナード・トムソン・ロイター・マーケッツ株式会社、China Investment Information Services、NASDAQ OMX、CME Group Inc.、株式会社 F X プライム・V.G.M.O.、東京商品取引所、本取取引所、本取取引所、SIX、フューチャリティ・イン・フューチャリティ・イン・ドゥ・ジェン、Hang Seng Indexes 等から情報の提供を受けています。日経平均株価の著作権は日本経済新聞社に帰属します。『みんなの株式』に掲載されている情報は、投資判断の参考として使用される情報提供を目的とするものであり、投資の勧誘を目的とするものではありません。これらの情報は将来の業績や出来事に関する予測を含んでおられることかありますが、それらの状況はあくまでも予測であり、その内容の正確性、信頼性等を担保するものではありません。これらの情報は、ご自身の判断で必ずしも正確なものと見なしてはなりません。『証券取引所監視委員会』への情報提供、から、同委員会へ情報の提供を行っていただく。また、『みんなの株式』において公開されている情報は、厳密に利用することはもちろん、第三者へ提供することを目的とするものではありません。

運営会社 利用規約 プライバシーポリシー ステータスメント 特定商取引表示 ご利用上の注意 (関連法規) 広告掲載・取扱商品 ヘルプ/FAQ

Copyright (C) MINKABU, Inc. All rights reserved.

平成 27 年度税制改正要望

会員各位

平成 26 年 4 月 7 日

株式会社東京商品取引所
大阪堂島商品取引所
日本商品先物振興協会

日本商品先物振興協会

「取引集中時間帯」に関してご留意していただきたい事項

本日より、東京商品取引所から「取引集中時間帯」に関する情報提供が行われることとなります。会員の皆様には、当該情報をご利用いただくに当たり、以下の事項に留意するよう社内に周知徹底していただきますようお願い申し上げます。

〔留意事項〕

委託者又は取次委託者（以下「委託者等」と言います。）の注文はその指示どおりに執行しなければならず、違反した場合には、無断売買や仕切拒否に該当することとなります。

したがって、次のような行為は法令違反となりますのでご留意ください。

（例）

- ・委託者等からマーケットオーダーを受け付けたものの、その時点で注文を発注すると委託者等の不利となると考え、取引集中時間帯になってから発注すること。
- ・委託者等から新規注文又は仕切注文を受けた際、取引集中時間帯のほうが約定しやすいとして、直ちに発注するのではなく、取引集中時間帯に発注するよう推奨すること。

以上

〔資料 6 - (14) 〕

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

〈要望内容〉

申告分離課税を前提として、商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認め、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

〈要望目的〉

わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるには、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。

そのためには、金融商品間で損益通算の範囲を限定することなく、その範囲を拡大し、簡素で、かつ金融商品間で中立・公平な税制（金融所得に関する課税の一体化）とすべきである。

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大することで、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

〈要望内容〉

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること。

〈要望目的〉

1. と同じく、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備

することは、わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるために不可欠である。

そのためには、現在3年間に限定されている損失の繰越控除期間を延長することが望まれる。

なお、米・英・独は譲渡所得または金融所得の範囲内で無期限内に損失の繰越控除が可能であり、フランスでは譲渡所得の範囲内で10年間の繰越控除が可能とされている。また香港・韓国・シンガポールでは商品先物取引に関する所得自体が課税対象となっていない。

<期待される効果>

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大することで、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

<要望内容>

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

<要望目的>

日本国内において外国商品市場取引の委託又は委託の取次ぎを受ける者は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る場合と同様、商品先物取引法に基づく商品先物取引業者の許可を受けなければならない。さらに、商品先物取引業者は、それらのいずれの取引の差金等決済についても所轄税務署長への支払調書の提出義務を負う。しかし、現在、外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益に対する課税は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る取扱いと異なり、総合課税により超過累進税率が適用される（所得税法第89条）ため、外国商品市場取引と国内商品市場取引等の決済損益は通算することはできない。

商品先物取引においては、金・石油・大豆・とうもろこし等国内商品市場と外国商品市場に同一商品が上場されていて市場間裁定取引（一方を買建て、他方を売建て、両者の値差の拡縮から利益を得ようとする取引）の需要は少なくないと思込まれることや、外国商品市場取引を単体で取引する投資家も現に存在していることを考慮すると、課税の取扱いが異なることにより相互の損益通算ができないことは、取引量増大の障害となつて

いると考えられるので、外国商品市場取引の決済損益についても、他のデリバティブ取引に係るものと同様に申告分離課税とするべきである。

<期待される効果>

本要望が実現すると、外国商品市場と国内商品市場の間での市場間裁定取引が活性化し、双方の市場において個人投資家の投資活動が促進されるため、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

以上

平成 26 年 4 月 7 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

以上

自己玉リスク（純資産額規制比率）に係る

リスク値計算シートの更新のお知らせ

今般、㈱日本商品清算機構において国内商品市場に上場している商品に係る相関係数が更新されました。

これらに対応して、リスク値計算シートに所要の変更を施しましたので、その旨ご案内いたします。

（更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シートをダウンロードしてお使い下さい。）

なお、本シートは国内の取引所取引（オプションを除く）に係るリスク値を計算するためのものであること、リスク値の計算に関しては省令の規定に沿って行われているため、必ずしも本シートを使用する必要はないこと、を申し添えます。

記

【今次リスクシートのポイント】

【貴金属グループ】

- 全商品について、商品間相殺がいずれも不可になりました。ただし、限月間相殺は可能です。

【石油グループ】

- 全商品について商品間相殺、限月間相殺が可能になりました。

【穀物グループ】

- 東京小豆、東京コメ、大阪コメ、大阪とうもろこしについて限月間相殺が可能になりました。

- 東京コメ、大阪コメについては商品間相殺も可能となりました。

【ゴムグループ】

- 従前と同じく東京ゴムの限月間相殺が可能です。

平成26年12月5日

商品先物取引業者 各位

日本商品先物取引協会
日本商品先物振興協会

マイナンバー制度と支払調書に関する説明会について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」）」が平成25年5月31日に成立し、平成27年10月から各個人に対して市区町村から12ケタの個人番号（以下「マイナンバー」）が通知されることとなりました。

商品先物取引業者（以下「商先業者」）は、その顧客が差金等決済を行った場合や顧客から金地金等を買取った場合には、顧客ごとに支払調書を作成し所轄の税務署に対して提出することが義務付けられていますが、マイナンバー制度は当該支払調書に各顧客のマイナンバーを付記することを求めるものです。

また、本年12月3日から16日までの間「同法施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」について国税庁からパブリックコメントの募集が行われております。

今般この件に関して、国税庁課税総括課のご担当者から、商先業者の皆様にご説明していただく機会を得て、下記の通り説明会を開催することになりましたので、その旨ご案内いたします。

なお、説明会資料は、会場での配付を予定しておりません。後日、日商協ホームページに掲載しますので、各自で印刷してご持参頂きますようお願いいたします。資料掲載が完了しましたら、改めてその旨ご連絡いたします。

敬具

記

日 時 平成26年12月9日（火） 午後2時～3時
場 所 株式会社東京商品取引所 地下1階セミナールーム
東京都中央区日本橋堀留町1-10-7
説明内容 マイナンバー制度の概要と支払調書について

照 会 先 日商協自主規制グループ 03-3664-4733
先 物 協 会 03-3664-5731
*会場の都合上、1社2名までのご出席をお願いいたします。
*事前の参加申し込みは不要です。

以 上